

広島市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月



はじめに

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24（2012）年法律第31号。以下「特措法」といいます。）の規定に基づき、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものとして、平成26（2014）年3月に「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」といいます。）を策定し、パンデミックへの備えとしていました。

令和元（2019）年12月に中国で確認され、瞬く間に世界中に拡がった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」といいます。）では、本市においても、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活は大きな影響を受けました。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、本市においては、市行動計画に基づき、市民、医療関係者、事業者等を含む社会全体で取組を進めましたが、サージキャパシティの低さ、行政や医療機関のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の遅れ、感染症リスク低減のパートナーである市民とのリスクコミュニケーションの不足等、様々な課題が浮き彫りになりました。

また、国においても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が幾度も繰り返され、国民の生活様式の変更が求められるなど、社会経済活動にも大きな影響が出ました。

こうした状況の中、国は、令和6（2024）年に、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」といいます。）で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応や平時の備えの充実を図るものとして、特措法に基づき平成25（2013）年に策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」といいます。）を改定しました。また、広島県（以下「県」といいます。）では、政府行動計画に基づき、令和7（2025）年に広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」といいます。）を改定しました。

これらのことを受けて、本市では、法の規定に基づき、国や県との連携を強化し、その方針に迅速かつ的確に対応していくことができるようにするとともに、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、市行動計画を全面的に改定します。

改定に当たっては、政府行動計画及び県行動計画に基づくとともに、広島市感染症予防計画（以下「市予防計画」といいます。）や広島市健康危機対処計画（以下「市対処計画」といいます。）との整合性や調和を図りつつ、平時の取組を充実させ実効性を確保することとします。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

目次

第1章 市行動計画について	1
1 市行動計画改定の趣旨	1
2 感染症危機を取り巻く状況	2
3 市行動計画の位置付けと対象となる感染症	3
4 本市の感染症危機管理体制	5
5 基本理念	7
6 目指す姿	7
7 市行動計画改定の基本	8
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	11
1 基本的な方針	11
2 対策の考え方	12
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	17
4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	20
5 施策体系	24
6 市行動計画の実効性を確保するための取組等	32
7 市対策本部設置時における各局等の担当業務	34
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	37
1 実施体制	37
1-① 準備期	37
1-② 初動期	40
1-③ 対応期	42
2 情報収集・分析	44
2-① 準備期	44
2-② 初動期	46
2-③ 対応期	48
3 サーベイランス	50
3-① 準備期	50
3-② 初動期	53
3-③ 対応期	55
4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	56
4-① 準備期	56
4-② 初動期	59
4-③ 対応期	61
5 水際対策	64
5-① 準備期	64
5-② 初動期	65

5-③ 対応期.....	66
6 まん延防止.....	67
6-① 準備期.....	67
6-② 初動期.....	68
6-③ 対応期.....	69
7 ワクチン.....	75
7-① 準備期.....	75
7-② 初動期.....	77
7-③ 対応期.....	78
8 医療.....	80
8-① 準備期.....	80
8-② 初動期.....	84
8-③ 対応期.....	86
9 治療薬・治療法.....	88
9-① 準備期.....	88
9-② 初動期.....	89
9-③ 対応期.....	90
10 検査.....	91
10-① 準備期.....	91
10-② 初動期.....	93
10-③ 対応期.....	94
11 保健.....	96
11-① 準備期.....	96
11-② 初動期.....	100
11-③ 対応期.....	102
12 物資.....	108
12-① 準備期.....	108
12-② 初動期.....	109
12-③ 対応期.....	110
13 市民生活・市民経済.....	111
13-① 準備期.....	111
13-② 初動期.....	113
13-③ 対応期.....	114
用語の解説.....	116

第1章 市行動計画について

1 市行動計画改定の趣旨

本市における新型コロナ対応では、令和2（2020）年3月の第1波から令和5（2023）年5月までの間、延べ371,198人の患者（1日当たり最大3,697人）が報告され、また、全国では延べ約3,300万人の患者が報告されました。この間、本市のみならず全国の各自治体で保健所や地方衛生研究所等が度々機能不全に陥るなど、深刻な状況となりました。

国は、新型コロナ対応時の様々な課題を踏まえ、政府行動計画を改定するに当たり、有識者による新型インフルエンザ等対策推進会議における議論や意見等を聴取し、改定後の計画に平時の準備の充実や新型インフルエンザ等²への対策項目の拡充や横断的視点の設定等を盛り込みました。

県においても同様に、政府行動計画や県における新型コロナ対応時の課題を踏まえ感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、県行動計画を改定しました。

本市においては、国や県がそれぞれ改定した計画や、本市における新型コロナの振り返りを通じて得られた課題を踏まえ、今後の感染症危機³に際し、国や県の方針に迅速かつ的確に対応していくことができるよう、平時の取組を充実させるとともに、危機発生時には庁内関係部署や外部機関等と緊密に連携できるように、市行動計画を全面改定します。

なお、改定後の計画は、6年ごとに見直しの検討を行うなど、実効性を確保することとします。

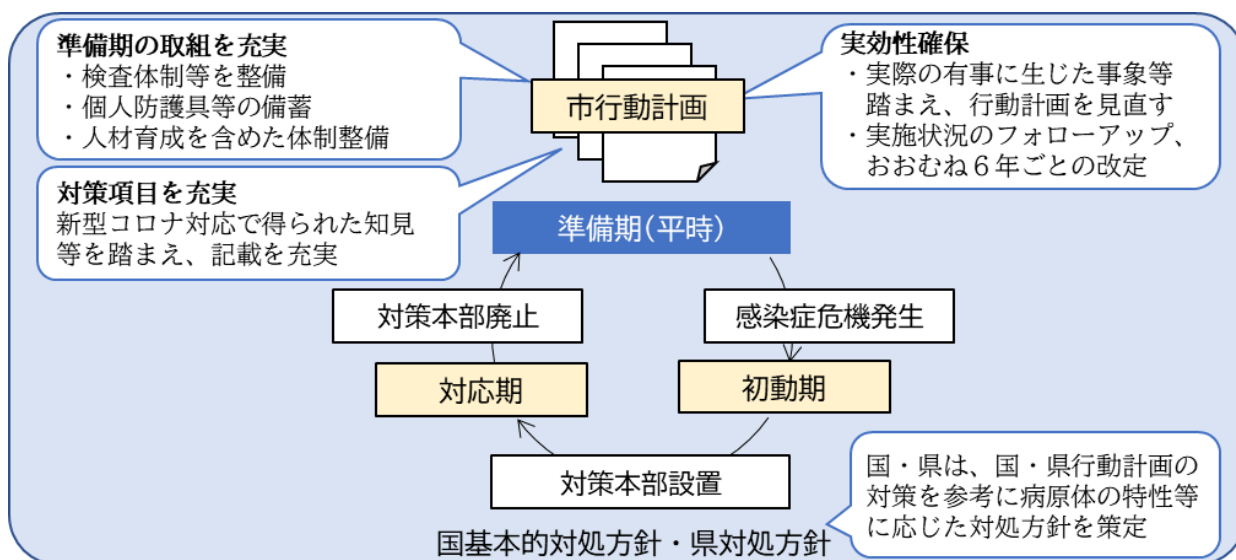


図1 市行動計画改定の趣旨

2 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの。（特措法第1条）

3 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態

第1章 市行動計画について
2 感染症危機を取り巻く状況

2 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、発展途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

こうした状況の中、近年、様々な感染症危機が世界中で発生しています。特に、令和元（2019）年12月に発生した新型コロナは、その感染力の強さなどから、初発の感染が報告されてから瞬く間にパンデミック（世界的大流行）となり、人々の生命・健康を脅かすのみならず、医療体制を始めとした社会生活全般に多大な負荷を与えました。

このような新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。したがって、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症でもあるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、人の病気等に着眼するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチ⁴の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

発生前年	発生した感染症	脅威の内容
1983	HIV・エイズ	感染症患者に対する偏見・差別
1996	腸管出血性大腸菌O157	県内での集団発生
2002	重症急性呼吸器症候群（SARS）	未知の呼吸器感染症の感染拡大
2009	インフルエンザ（H1N1）2009	新型インフルエンザのパンデミック
2013	風しん	県内での感染拡大
2014	エボラ出血熱、デング熱	海外感染症（新興感染症）の感染拡大
2015	中東呼吸器症候群（MERS）	未知の呼吸器感染症の感染拡大
2017	麻しん	県内での集団発生
2019	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	新型コロナウイルス感染症のパンデミック
2022	エムボックス	四類感染症の国際上の緊急事態宣言
	高病原性鳥インフルエンザ	過去最大の県内での発生
20XX	新たな未知の感染症	???

図2 広島市に脅威を与えている感染症等

4 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取組むこと。

3 市行動計画の位置付けと対象となる感染症

市行動計画は、特措法の規定に基づき策定するものであり、感染症予防施策の基本となる市予防計画や新興感染症等に係る保健所・区保健センター⁵（以下「保健所等」といいます。）の対応等について記載した市対処計画との整合や調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢を示すものです。

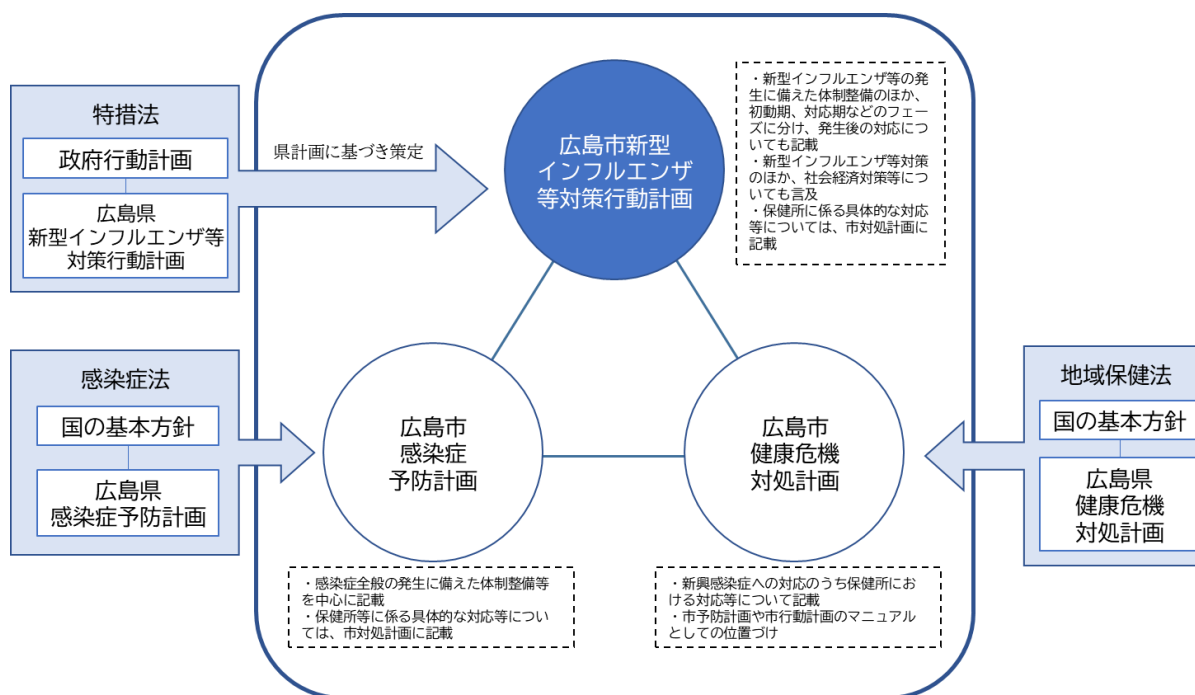


図3 広島市新型インフルエンザ等対策行動計画の位置付け

5 本市行動計画においては、感染症対応業務を行う区地域支えあい課を指す。

第1章 市行動計画について

3 市行動計画の位置付けと対象となる感染症

特措法は、病原性⁶が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックとなることが懸念されます。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性⁷の高さから、社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

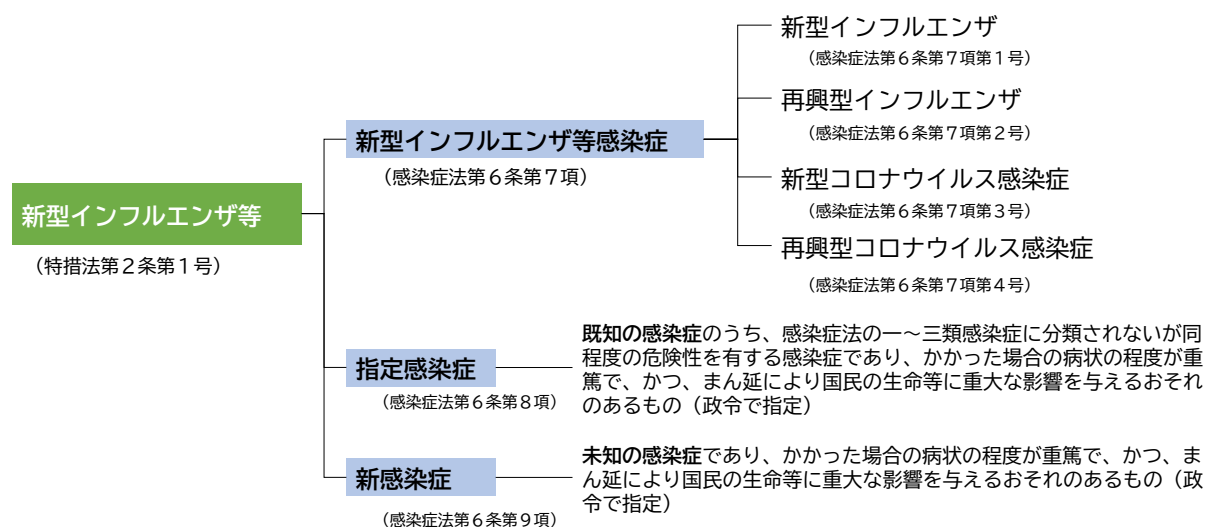


図4 市行動計画の対象となる感染症

6 学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いる。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

7 学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象者に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いる。なお、学術的には「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

4 本市の感染症危機管理体制

本市の感染症対応は、市対処計画に基づき、健康推進課を中心に区保健センター、市衛生研究所が連携して取り組みます。

新型インフルエンザ等発生時には、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る有事の取組を進めることとし、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言⁸（以下「緊急事態宣言」といいます。）を発令した場合は、直ちに広島市新型インフルエンザ等対策本部⁹（以下「市対策本部」といいます。）を設置し、全庁体制に移行します。

また、市内の発生状況等を鑑み、国が緊急事態宣言を発令していない場合にあっても、必要に応じて市対策本部を設置することとします。

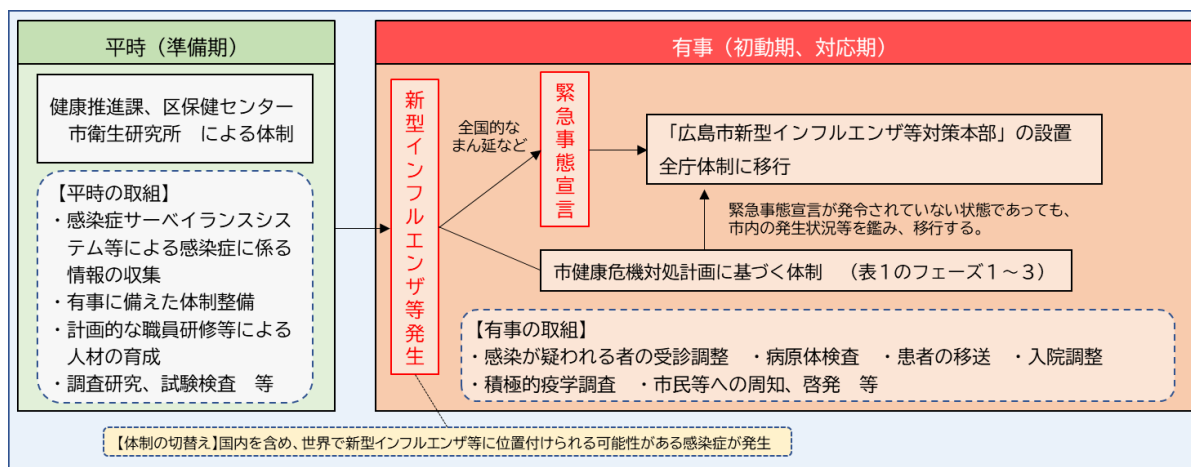


図5 本市の感染症危機管理体制

表1 市対処計画で定めた感染症の発生状況（フェーズ）における体制

区分	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
発生段階	海外や国内（市外）で対象となる危機が発生	流行初期 ¹⁰	流行初期以降
感染規模	市内未発生	市内発生	フェーズ2体制の対応力を超える感染者数
体制の規模	健康推進課保健予防係 区保健センター等	保健所等対策本部 ¹¹ （保健所等体制）	広島市感染症対策本部 ¹²

8 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

9 特措法第34条第1項に基づき、緊急事態宣言が発令されたときに市長が設置する本部。なお、緊急事態宣言が発令されていない場合であっても、特措法に基づかない任意の本部を設置することは可能である。

10 市内発生からおおむね1か月程度

11 「広島市感染症に関する対策本部設置要綱」（以下「本部要綱」といいます。）に基づく保健医療担当局長を本部長とする体制

12 本部要綱に基づく市長を本部長とする体制。新型インフルエンザ等発生時には、緊急事態宣言が発令されていない場合であっても「広島市新型インフルエンザ等対策本部」と同一の体制となる。

第1章 市行動計画について
4 本市の感染症危機管理体制

表2 市対策本部の構成

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	危機管理担当局長、広島市事務分掌条例第1条に掲げる局の局長及び担当局長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長

5 基本理念

国及び県の方針並びに広島市感染症予防計画を踏まえ、

新型インフルエンザ等が発生した場合においても、
全ての市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現

を基本理念とします。

6 目指す姿

既に述べたとおり、新型コロナ対応では、人々の生命や健康のみならず、地域経済や社会生活にも影響が出ました。

また、対応に際しては、全ての関係者が当事者として向き合い、社会全体で取り組む必要があることが浮き彫りになりました。

「次なる感染症危機」は、将来必ず到来するとされています。かつての状況を繰り返さないため、新型インフルエンザ等対策に当たっては感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえる必要があります。

- ◎ 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制が整備されている。
- ◎ 感染症危機に当たっては、市民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、市民生活及び社会経済活動への影響が軽減されている。
- ◎ 感染症患者への偏見・差別の防止に対する意識を啓発するなど、市民と行政が一体となった取組の推進により、市民が安全・安心な生活を送ることができる。

第1章 市行動計画について

7 市行動計画改定の基本

7 市行動計画改定の基本

市行動計画の改定は、政府行動計画や県行動計画の改定を基に行っています。加えて、本市における新型コロナ対応への振り返りを通じて得られた課題も踏まえて行いました。

(1) 政府行動計画の改定（概要）

国は、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえて政府行動計画を改定しました。

<p>1. 平時の準備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「訓練でできないことは、実際もできない」国や地方公共団体等の関係機関において、平時から実効性のある訓練を定期的に実施し、不断に点検・改善 ● 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保 ● 国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制やネットワークの構築 	<p>3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理 ● 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え ※検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等
<p>2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載 ● 6項目だった対策項目を13項目に拡充。内容を精緻化 ● 特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理 ● 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化 ※人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携 	<p>4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備 ● 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等
	<p>5. 実効性確保のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を毎年度フォローアップ※ ● 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに改定

図6 政府行動計画改定のポイント

(2) 県行動計画の改定（概要）

県は、政府行動計画の改定内容を基本とするとともに、国と同様、新型コロナ対応の課題を踏まえて県行動計画を改定しました。

表3 政府行動計画の改定内容

新型コロナ対応等での課題	政府行動計画改定のポイント
平時の備えの不足 ・ 新型インフルエンザを想定 ・ 医療・検査体制の立上げ ・ 都道府県等との連携	平時の準備の充実 ・ 幅広い呼吸器感染症を想定 ・ 都道府県と医療機関との協定による医療・検査体制の確保 ・ 定期的な訓練による不断の点検・改善
状況変化への対応の課題 ・ 複数の波への対応と長期化 ・ 対策の切替えのタイミング ・ 社会経済活動とのバランス	対策項目の拡充や対策の切替え ・ 中長期的に複数の波が来ることを想定 ・ 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟かつ機動的な切替え ・ 対策項目の拡充（6⇒13項目）と記載充実 ・ 対策項目ごとに3区分（準備期・初動期・対応期）に再設定の上、準備期の取組を充実
情報発信の課題 ・ 科学的根拠に基づく情報発信 ・ 対策の意図等の伝達 ・ 感染症に係る偏見差別の発生	情報発信の強化 ・ リスクコミュニケーションのあり方の整理・実施

表4 県の新型コロナ対応の振り返り

新型コロナ対応等での課題	解決策の仮説
感染症に対する県民の理解や正しい知識の普及につながる情報発信、流行状況等の情報共有の工夫が不十分	・ 保健所設置市等と連携した情報分析センターによる一元的な情報収集・分析・提供 ・ 対策の意図が報道されるようメディアミーティングを実施 ・ 専門家の意見を踏まえたデータに基づく情報発信 ・ 平時から患者発生時の公表項目を明確化 ・ 実例数の少ない時期には、国収集の情報により感染リスクが高い場면을啓発
検査体制や医療提供体制について、感染の急拡大に即応するための平時の準備が不十分	・ 平時から協定により、病床、外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣、検査能力、宿泊療養施設を確保 ・ 高齢者施設における連携医療機関等の確保
感染者数の急増や情報収集・分析においてデジタル化が進んでいない状況により、保健所等の業務負担が増大	・ 疫学調査のデジタル化の推進、外部委託、市町と連携した自宅療養者支援により保健所業務を効率化 ・ 平時に役割分担を整理し、有事に人員を柔軟に集約

第1章 市行動計画について

7 市行動計画改定の基本

(3) 政府行動計画及び県行動計画を踏まえた市行動計画の改定ポイント

本市では、令和6（2024）年3月に「本市の新型コロナ対応への振り返り」をまとめ、新型コロナ対応時の課題を抽出するとともに、その対応策を整理しました。

市行動計画では、それらの対応策を「第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」に盛り込むことにより、新型コロナ対応の教訓を反映させています。

区分	課題	課題への対応
感染状況に応じた相談、検査、調査等の体制整備	感染者数が急増した際における相談受付、調査等のひっ迫	専用相談窓口の早期設置、調査等の業務委託
	検査体制のひっ迫	検査試薬やマスク等の備蓄
情報の収集・分析体制の整備、正しい知識の普及・啓発	患者発生状況や疫学調査結果等の迅速な収集・分析	平時から国・県等と連携し、迅速な情報の収集・分析体制を整備
	感染症等に係る誤った情報による患者等への偏見や差別の防止	効果的な広報を行うことにより、正しい知識を普及・啓発
人員体制の整備、職員の人材育成	応援職員の確保や効果的な配置等の支援・受援体制の整備	全庁的な支援体制を整備するとともに、応援職員の業務を明確化するなど、保健所等の受入体制を整備
	疫学調査等の専門的な業務や応援職員の統括を行うことのできる人材の不足	専門的な訓練や業務を統括する職員への研修を実施するなど、広く人材を育成

図7 本市の新型コロナ対応の振り返り

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 基本的な方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することも不可能です。病原性が高く、まん延のおそれのあるものが発生すれば、市民の生命・健康や市民生活・経済にも大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を基本的な目的として対策を講じていく必要があります¹³。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、県による医療提供体制の整備や国の主導によるワクチン製造等のための時間を確保します。
- ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 県による医療提供体制の整備に協力し、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定を確保します。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

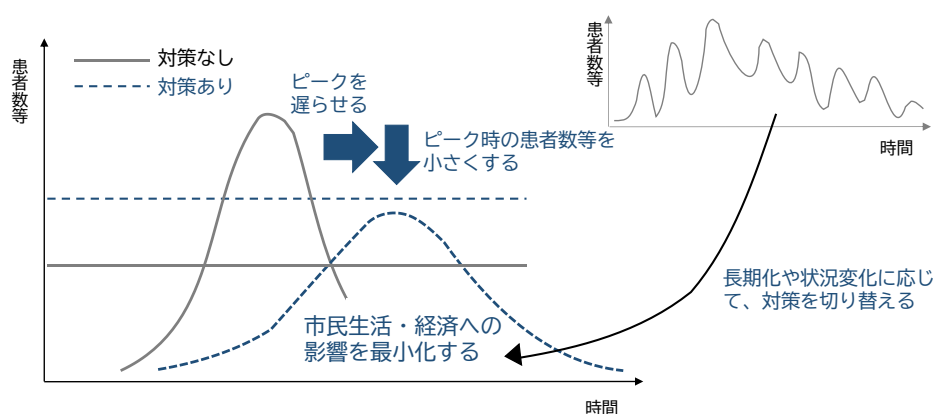


図8 新型インフルエンザ等対策の概念

13 特措法第1条

2 対策の考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。

過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

このため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定としつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

具体的には、新型インフルエンザ等の各対策項目について、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とするとともに、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設けそれぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示します。

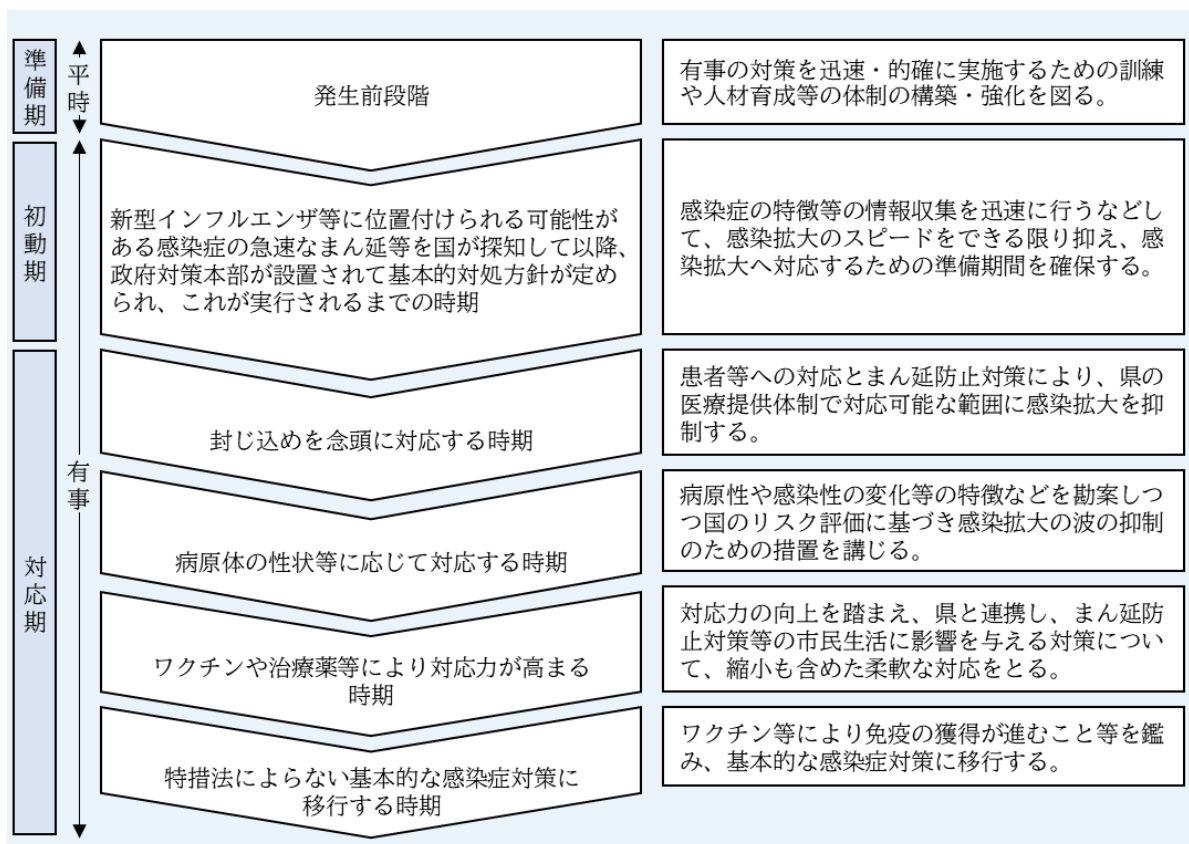


図9 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 2 対策の考え方

その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、「第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容を記載しています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画及び県行動計画に基づき、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等への対策は、県による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請への協力、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染症対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のみ等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要です。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

2 対策の考え方

(1) 準備期

感染症危機への対応には、平時から体制作りを周到に行い、有事の基盤とすることが重要です。

このため、次のアからオまでの取組により平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基礎となるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等を行います。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

イ 初動の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や国内初の新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

エ 検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めるとともに、県が進める医療提供体制の整備に協力します。

オ 負担軽減や情報の有効活用、国等との連携等のためのDX推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と地方公共団体の連携の円滑化等を図るための「DX推進」のほか、「人材育成」、「国、県、保健所設置市及びその他市町との連携等」の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進めます。

(2) 初動期

新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の急速なまん延及びそのおそれのある事態を国が探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針¹⁴が定められ、これが実行されるまでの間は、国により感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにされることを踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、直ちに初動対応の体制（有事の体制）に切り替え、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

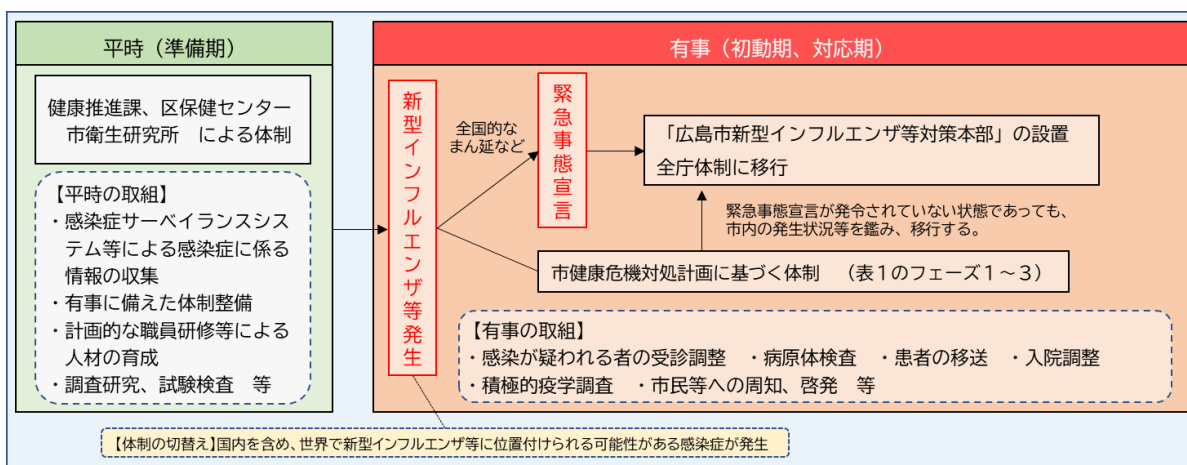


図5（再掲） 本市の感染症危機管理の体制

(3) 対応期

対応期については、さらに次の時期に区分します。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ア 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」といいます。）から得られる情報等も考慮しつつ、まずは、病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染したリスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、県による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力します。

14 特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

2 対策の考え方

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じ、流行状況の早期の収束を目標として対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意します）。

また、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しを行うこととします。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、次のように区分します。

イ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難で県内で感染が拡大した場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間、複数の感染の波への対応、対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。

ウ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるため、国や県と連携し、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します。）。

また、ワクチン及び治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、「対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定されます。

エ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定の水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

準備期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めます。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国、県、県内各市町又は指定地方公共機関と連携協力し、次の点に留意しながら、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、国や県とともに、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう次の対策を講じます。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮します。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築します。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、市予防計画等に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10（1998）年法律第114号。以下「感染症法」といいます。）に基づく対応等により、感染拡大のスピードやピークを県が整備する医療提供体制で対応可能なレベルに抑制することが重要です。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意します。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や県による医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めます。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要です。

このため本市においては、適切な情報の提供、正しい知識の普及等を行うこと、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するよう努めることができるような情報提供・共有が必要です。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとし¹⁵ます。

その際は、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対し、十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別はこれらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度やワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整について、必要に応じて市から県に対して要請を行います¹⁶。

15 特措法第5条

16 特措法第36条第2項

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(5) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等で必要となる移送体制や感染拡大防止対策等について、平時から検討し有事に備えた準備を行います。

(6) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県等と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

(7) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策推進に係る国、県、本市等の役割分担は次のとおりです。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します¹⁷。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁸とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます¹⁹。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

17 特措法第3条第1項

18 特措法第3条第2項

19 特措法第3条第3項

ア 広島県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組において、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関²⁰等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行います。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

イ 広島市の役割

本市は住民に最も近い行政単位であることなどから、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施することが求められます。

加えて、本市は保健所を設置する市であることから、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められます。保健所等や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市予防計画に基づく取組状況を毎年度県に報告し、進捗確認を行います。加えて、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

本市は県と新型インフルエンザ等の発生前から、まん延防止等に関する協議を行い、連携を図ります。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含む業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活

20 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、市行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²¹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するように努めます²²。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染症対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行うものについては、感染防止のための措置の徹底が求められる²³ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、国、県、本市からの情報等に基づき新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素から健康管理に加え、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染症対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

21 特措法第 3 条第 5 項

22 特措法第 4 条第 3 項

23 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます²⁴。

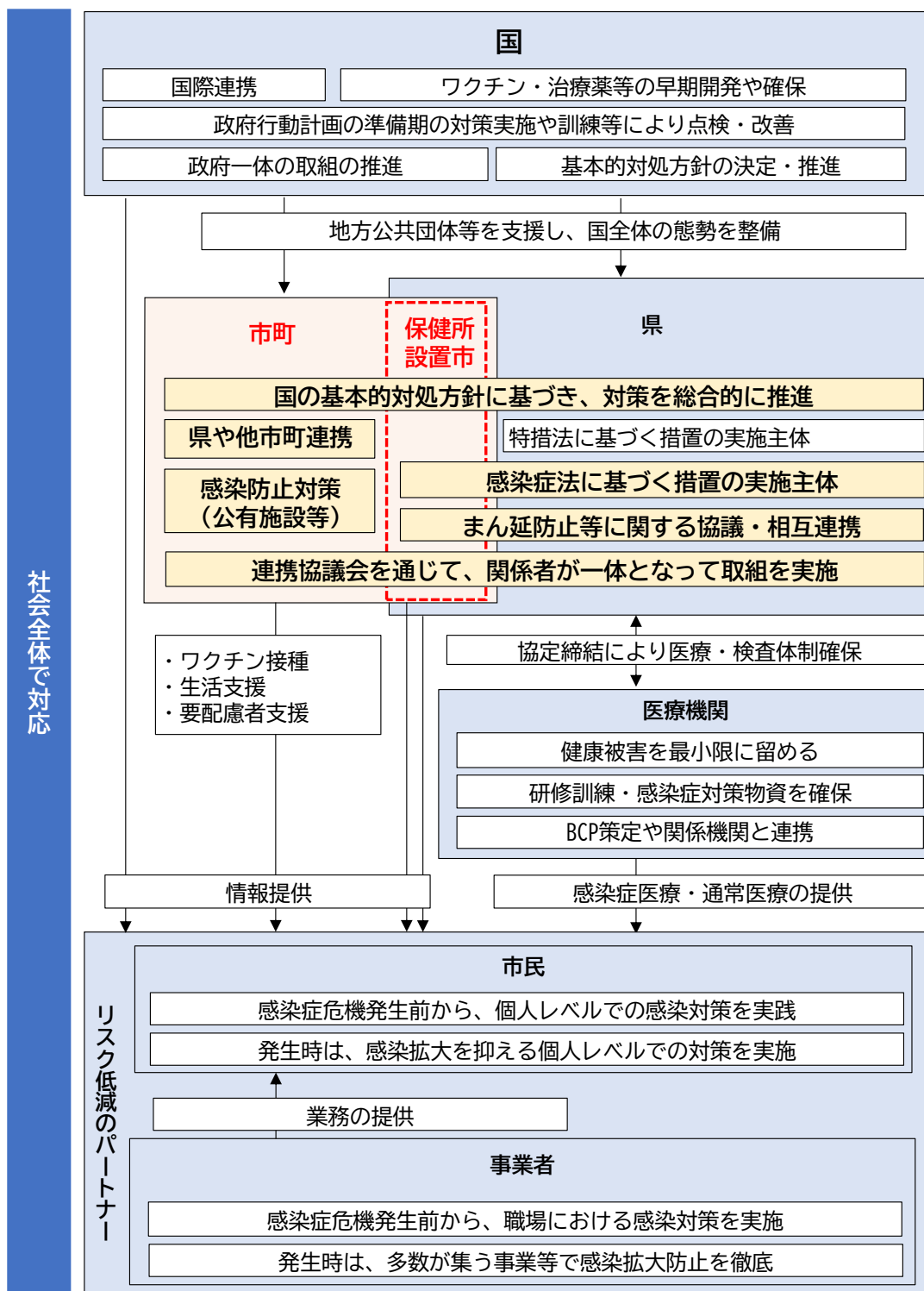


図10 新型インフルエンザ等対策推進のための主な役割分担

24 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

5 施策体系

5 施策体系

政府行動計画及び県行動計画に基づき、基本的な戦略を実現するため具体的な対策項目を定めます。

対策項目	各項目の考え方
① 実施体制	感染症危機は社会全体の問題として、多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講じていく。
② 情報収集・分析	状況変化に合わせた情報収集・分析を通じ、感染症リスクを評価し、施策上の意思決定に繋げる。
③ サーベイランス	感染症危機管理上の判断に資するよう、感染症の早期探知、発生動向の把握等を行う。
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染症対策を効果的に行うため、リスク情報やその見方等を共有し、市民等が適切に判断・行動できるようにする。
⑤ 水際対策 <新設>	国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードを遅らせるため、検疫所等と連携を図る。
⑥ まん延防止	治療を要する患者数を医療提供体制の対応可能な範囲内に収めるため、感染拡大速度やピークを抑制する。
⑦ ワクチン <新設>	個人の感染・発症・重症化を防ぐとともに、重症者数等の抑制により、医療の対応可能な範囲に収める。
⑧ 医療	県による感染症医療と通常医療のひっ迫の防止や医療の提供の継続に協力し、健康被害を最小限にとどめる。
⑨ 治療薬・治療法 <新設>	県による治療薬の配分や治療法の活用の取組に協力する。
⑩ 検査 <新設>	患者の早期発見によるまん延防止や流行実態の把握、患者を治療に繋げるため、適時検査を実施する。
⑪ 保健 <新設>	地域の実情に応じた対策を実施し、市民の生命・健康を保護する。
⑫ 物資 <新設>	感染症対策物資等の不足による医療・検査等の滞りを防ぎ、市民の生命・健康を保護する。
⑬ 市民生活・市民経済の安定の確保	社会全体で感染対策に取り組むことで、市民生活・市民経済への影響を抑える。

図1-1 市行動計画の対策項目と考え方

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び県行動計画に準じて定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、(2)に掲げる13項目を市行動計画の主な対策項目とします。

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、次に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

本市における新型インフルエンザ等の対策は、感染症対応部局が中心となって実施することとなりますが、国や県等のみならず、庁内の関係部局の協力が不可欠です。このため、次の各対策について、全庁横断的に取り組み、「次なる感染症危機」に備えることとし、第3章において、健康福祉局を筆頭に実施部局を記載することとします。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、国や県と連携し、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な施策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、県と共に市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた施策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、上記①の体制の下、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行います。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにします。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施します。新型インフルエンザ等の発生時には、上記①の体制の下、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和等、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにします。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県、その他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、本市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、国は、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内へ新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保します。また、国は、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

本市は、検疫所等と連携して、居宅等待機者の健康監視等を実施し、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードを遅らせます。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。県は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等を含め、強度の高い措置を行います。

一方で、特措法第5条において、市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関

する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

本市は、まん延防止対策の内容や時期に応じたまん延防止対策の考え方を市民等へ周知し、協力を求めるとともに、患者に対しては感染症法に基づく入院勧告等を適切に行うことなどにより、県による医療提供体制の維持等に協力します。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、市は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

このため、本市は、新型インフルエンザ等発生時のワクチンの接種に当たり、事前の準備を行うとともに、実施の際は、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

本市は、感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、県市の役割分担の下、市予防計画に基づき、感染症患者の移送等を適切に行うなど、県による医療提供体制の維持等に協力します。

なお、患者の移送に当たっては、感染症対応部局と消防部局が緊密な情報共有を図ることで、円滑な体制を確保します。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っています。

新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供することが重要です。このため、本市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の治療薬の適正使用について周知します。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を判断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することです。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要です。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得ます。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があります。平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要です。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染力、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要です。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、市は地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

本市における新型インフルエンザ等対策において、保健所等及び市衛生研究所は、病原体検査体制の整備と検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から情報提供・共有まで重要な役割を担います。

また、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されます。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT²⁵の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があります。国や県の支援も活用しながら、全庁一体となって市域における新型インフルエンザ等対策を推進します。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

25 Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

このため、各局等は必要に応じて、市対策本部設置時における担当業務に係る感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、市は新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨します。また、指定（地方）公共機関は、業務計画²⁶の策定等の必要な準備を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、本市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次のアからウまでの視点を複数の対策項目に共通して考慮すべき事項とし、それぞれ考慮すべき内容は次のとおりです。

ア 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠です。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要です。

また、将来の感染症危機において対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要です。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要です。

本市においては、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」等の取組やこうしたコースの修了者等も活用しつつ、感染症対策をはじめ公衆衛生や疫学の専門家等の養成を進め、キャリア形成を支援するほか、地域における感染症対策の中核となる保健所等の人材の育成やキャリア形成の支援を行うことが重要です。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、市衛生研究所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取

26 特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

5 施策体系

組、日頃からの感染症対応部局と危機管理部局との連携や連動等が求められます。

また、あわせて、IHEAT²⁷の要員確保や育成等にも継続的に取り組む必要があります。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要です。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきです。

また、地域の医療機関等においても、市や県、関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体が分析できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されます。

イ 国、県、保健所設置市、その他市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国、県、保健所設置市、その他市町の役割は極めて重要です。適切な役割分担の下、国が基本方針を定め、それをもとに県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行います。また、市町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されるとともに、本市は、感染症法に基づく措置の実施体制として、感染拡大防止対策の実施を地域の実情に応じて行います。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と地方公共団体の連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は県や保健所設置市、その他市町との連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階から迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められます。このため、平時から国や県等との連携体制やネットワークの構築に努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、国からの情報も活用しながら、市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行います。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国と地方公共団体の意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時には、対策の現場を担う保健所設置市の意見が、国による新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、適切に反映されるこ

27 Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

とが重要です。また、国や県等と共同して訓練を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要です。

ウ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

・ DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるなど、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加しました。このため、令和2（2020）年から「新型コロナウイルス感染者情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるよう国により整備されました。また、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能とされたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減されました。このほか、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保が行われました。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠です。

DX推進の取組として、国による接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化や医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図る電子カルテと発生届の連携に向けた検討に協調していきます。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要です。

・ その他の新技術

新型コロナ対応においては、携帯電話データ等を用いた人流データの分析やスマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等のこれまで感染症対策に十分用いられていなかった新たな技術を用いた取組が試みられました。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、新技術の社会実装も念頭に対応を検討することが極めて重要です。

6 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考えに基づく施策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、施策効果の推定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて施策を実施します。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要です。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

市民等が幅広く対応に関係した新型コロナの対応の経験を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図ります。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行います。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により、得られた改善点や、市予防計画等の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要です。

こうした観点から、市行動計画等の関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、毎年度、定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行います。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、市予防計画等をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに市行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

6 市行動計画の実効性を確保するための取組等

置を講ずるものとします。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験をもとに市行動計画等の見直しを行います。

(5) 指定（地方）公共機関業務計画

指定（地方）公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにするよう、確実な業務継続のために必要な取組の検討や業務計画の必要な見直しを支援します。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

7 市対策本部設置時における各局等の担当業務

7 市対策本部設置時における各局等の担当業務

新型インフルエンザ等の発生状況等に応じて、市対策本部を設置した際の各局等の担当業務を定め、各局等が連携、協力し、全庁一体となった取組を推進します。

表5 市対策本部における各部局の主な業務担当

	市対策本部における各局等の主な業務
共通	(1) 職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関すること (2) 発生期における業務の維持継続に関すること (3) 所管する事業者等への情報提供及び事前計画の策定等、対策実施への協力・助言に関すること (4) 所管する施設等におけるまん延防止に関すること (5) 市民への情報提供に関すること (6) 関係機関・団体等との間の情報共有に関すること (7) 発生期における関係団体（イベント主催者を含む。）等への活動の継続又は自粛要請に関すること (8) 死体安置場所の提供に関すること (9) 応援要員の派遣又は受援に関すること (10) 指定管理者の支援に関すること (11) 当該感染症の拡大によって影響を受けた事業者への支援に関すること (12) 国への陳情に関すること（各省庁宛てに個別に行うもの）
危機管理室	(13) 市対策本部の運営に関すること※1 (14) 自衛隊の派遣要請に関すること (15) 避難所の感染症対策物資等の支援に関すること
企画総務局	(16) 市業務の維持（職員の健康管理を含む）の総括に関すること (17) 広報の総括に関すること (18) 報道機関への情報提供に関すること※1 (19) リスクコミュニケーションの実施に関すること※1 (20) 情報通信基盤整備（テレワーク等）に関すること (21) 国への陳情に関すること（全庁とりまとめを要するもの） (22) 庁舎におけるまん延防止対策に関すること (23) 海外渡航者への情報提供の支援に関すること
財政局	(24) 物品調達（規則の改正等）に関すること (25) 対策の財源確保に関すること (26) 納税の猶予等に関すること

※1 主として健康福祉局が実施し、他局はこれに積極的に協力する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
7 市対策本部設置時における各局等の担当業務

市対策本部における各局等の主な業務	
市民局	(27) 市内在住外国人への情報提供の支援に関すること※ ¹ (28) 物価の安定及び生活関連物資の適切な供給にかかる相談に関する こと (29) 留学生への支援に関すること (30) スポーツ、競技大会におけるまん延防止に関すること
健康福祉局	(13) 市対策本部の運営に関すること※ ¹ (18) 報道機関への情報提供に関すること※ ¹ (19) リスクコミュニケーションの実施に関すること※ ¹ (27) 市内在住外国人への情報提供の支援に関すること※ ¹ (31) 患者調査、療養支援等の実施に関すること (32) 医療提供体制の確保に関すること (33) ワクチン接種に関すること (34) 健康相談対応、感染防止策の普及啓発に関すること (35) 患者移送に関すること (36) 要配慮者（在宅の高齢者、障害者等）への生活支援に関するこ と (37) 火葬体制の確保に関すること (38) 市感染症対策協議会等の専門家会議の開催に関すること (39) 他の地方自治体との調整に関すること (40) 検査体制の確保に関すること (41) 自殺対策、孤独・孤立対策、ワクチン相談対応、高齢者のフレ イル予防に関すること (42) 社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関すること (43) 生活衛生関係施設等に対する感染防止策の周知に関すること (44) 感染症サーベイランスの総括
こども未来局	(45) 保育園サーベイランスの運用に関すること (46) こどもの発達・発育対応に関すること (47) こどもの緊急一時預かり支援に関すること (48) 保育園施設における感染対策の実施に関すること
環境局	(49) 感染性産業廃棄物の処理に関すること (50) ごみの排出抑制に関すること

※¹ 主として健康福祉局が実施し、他局はこれに積極的に協力する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

7 市対策本部設置時における各局等の担当業務

市対策本部における各局等の主な業務	
経済観光局	(51) 生活関連物資の確保のための取組（関係団体等への働きかけなど）に関すること (52) 企業活動の維持・復旧のための支援（融資等を含む。）に関すること (53) 食料としての生産物の確保のための取組（関係団体等への働きかけなど）に関すること (54) 重大な動物感染症対策本部所管部としての市対策本部との連絡調整に関すること (55) 農林水産業の維持・復旧のための支援に関すること (56) 市内企業・関係団体への協力要請に関すること (57) 経営・融資に関すること (58) 事業者への ICT 化支援に関すること (59) 飲食店の需要喚起キャンペーン等の実施に関すること (60) 市内産品販売の拡大支援に関すること
都市整備局	(61) 市営住宅入居者への支援に関すること
道路交通局	(62) 公共交通機関におけるまん延防止に関すること (63) 公共交通機関の機能維持に関すること
下水道局	(64) ライフライン（下水道）の確保に関すること
各区 ^{※2}	(65) 患者調査、療養支援等の実施に関すること (66) ワクチン接種に関すること (67) 健康相談対応、感染防止策の普及啓発に関すること (68) 患者移送に関すること (69) 要配慮者の支援に関すること (70) 死体の安置場所の確保及び管理に関すること
消防局	(71) 患者搬送に関すること
水道局	(72) ライフライン（上水道）の確保に関すること
教育委員会	(73) 学校サーベイランスの運用に関すること (74) 分散登校、オンライン授業の推進に関すること (75) 感染者の受検機会の確保に関すること (76) 学校給食事業者への支援に関すること (77) 公立教育機関における感染予防・まん延防止等に関すること (78) 発生期における教育対策に関すること

※2 本庁各局等と重複する業務については、本庁各局等と連携し実施する。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

1-① 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

(2) 所要の対応

ア 行動計画、業務継続計画等の作成・見直し

特措法の規定に基づき、市行動計画を作成・変更します。市行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます²⁸。新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更します。業務継続計画については、各局・各区等の実務マニュアルとの整合性にも配慮しながら作成します。

また、広島市危機管理計画に基づき、市対策本部の分掌事務に係る危機管理マニュアルを局・区等の長が作成します。（健康福祉局、全庁）

イ 実践的な訓練の実施

政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。また、関係機関の一体性を確保するため、県が地域ごとに実施する訓練に参加・協力します。（健康福祉局、全庁）

表6 市が実施又は参加する訓練

対 象	主 な 内 容
保健所業務に関わる人材	・疫学調査や患者移送訓練等の実践的な訓練 ・感染症対策に係る専門的スキル ・組織マネジメント能力の習得を目的とした研修 など
	・県や感染症指定医療機関等と連携して情報伝達や患者移送、疫学調査等の発生時対応訓練 など
検査に関わる人材	・採取した検体の取扱いの習得や PCR 検査等の方法に関する研修及び訓練 など

28 特措法第8条第7項及び第8項により準用する第7条第3項

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制（準備期）

ウ 市の体制整備・強化

- ・ 新型コロナ対応時の業務担当を基本として、有事の役割分担及び必要人員を整理し、市対処計画等に明記します。その上で、有事に感染症対策の実務の中核として立ち上げられる本庁専門組織や保健所等へ職員が参集できるよう、人員の確保を図るとともに、研修・訓練を実施します。（健康福祉局、企画総務局、各区）
- ・ 特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例²⁹で定めます。（健康福祉局、危機管理室）
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部局と危機管理部局との連携強化や役割分担に関する調整を行います。（健康福祉局、危機管理室）
- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行います。特に、国、JIHS 及び県等の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所等及び市衛生研究所等の人材の確保や育成に努めます。（健康福祉局）
- ・ 広島市感染症対策協議会委員等の専門家との連携を強化します。（健康福祉局）
- ・ 準備期における訓練の実施状況等について、県に報告します。また、PDCA サイクルを回しながら、取組を推進していきます（健康福祉局）

表7 保健所等の感染症対応業務を行う人員、IHEAT 要員の数値目標³⁰

項目	目標値
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する必要数 (新型コロナ(第6波)と同規模の感染症発生時の、流行開始から1か月間の業務量に対応可能な職員数)	507人/日
即応可能なIHEAT要員の確保数 (新型コロナ対応時における最大確保人数)	5人/日

エ 関係機関との連携強化

- ・ 国、県、市町及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。（健康福祉局、全庁）
- ・ 広島県感染症対策連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、移送等について協議します。

29 広島市新型インフルエンザ等対策本部条例

30 広島市感染症予防計画第1版（令和6（2024）年3月策定）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制（準備期）

これらの協議は、保健所設置市である本市と県で十分に行っておくことが重要であるとともに、協議結果及び国が定める基本方針³¹等を踏まえ、市予防計画を策定・変更します。

なお、市予防計画を策定・変更する際には、市行動計画や市対処計画との整合性の確保を図ります³²。（健康福祉局、関係する局等（以下「関係局」といいます。）

- ・ 特定新型インフルエンザ等対策³³の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進めます。（健康福祉局）
- ・ 県が感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から市町、医療機関、検査機関³⁴等の関係機関に対して行う総合調整に協力します。（健康福祉局）

31 感染症法第9条及び第10条第1項

32 感染症法第10条第8項及び第17項

33 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの

34 感染症法第15条第16項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関をいう。以下同じ

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制（初動期）

1-② 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、準備期における検討等に基づき、市対処計画に基づく体制に移行し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等発生時（疑いを含む）の体制整備

- ・ 新型インフルエンザ等の発生の疑いがあり、国が国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、リスク評価を開始した場合、市対処計画におけるフェーズ1として、国やJIHS等の機関をはじめとするあらゆる関係機関からの情報収集を強化します。その後、発生フェーズに応じた体制により対応しますが、各フェーズにおける感染状況の目安とそれに応じた基本的な考え方は表1のとおりとします。（健康福祉局、全庁）

国において政府対策本部が設置され、県が非常体制に移行し県対策本部が設置された場合、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。また、国が緊急事態宣言を発令した場合は、直ちに市対策本部を設置します。このとき、1-①(2)ウを踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。（健康福祉局、危機管理室、全庁）

- ・ 国の財政支援³⁵を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討するなど、所要の準備を行います。（健康福祉局、企画総務局、財政局）

35 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
1 実施体制（初動期）

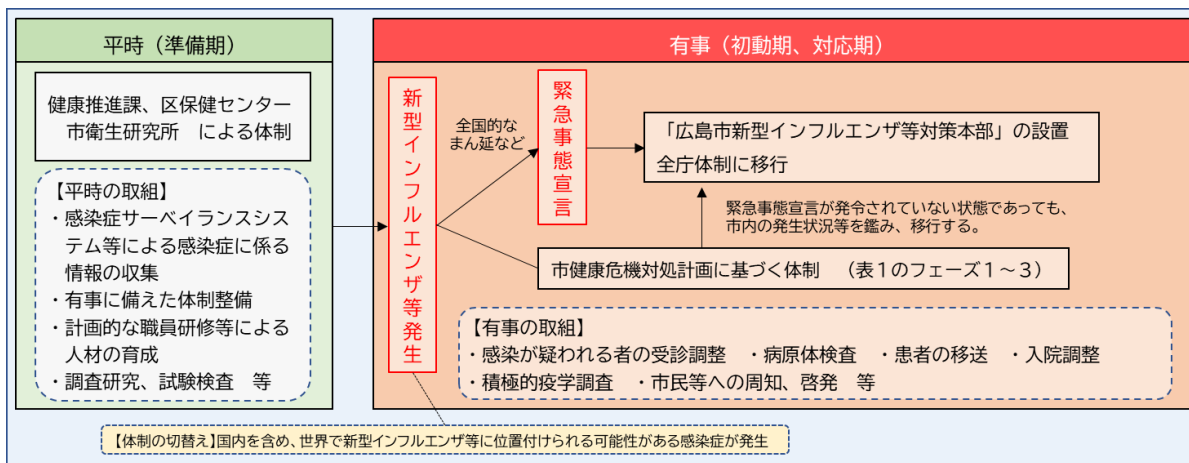


図5（再掲） 本市の感染症危機管理の体制

表1（再掲） 市対処計画で定めた感染症の発生状況（フェーズ）における体制

区分	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
発生段階	海外や国内（市外）で対象となる危機が発生	流行初期	流行初期以降
感染規模	市内未発生	市内発生	フェーズ2体制の対応力を超える感染者数
体制の規模	健康推進課保健予防係 区保健センター等	保健所等対策本部（保健所等体制）	広島市感染症対策本部

表2（再掲） 市対策本部の構成

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	危機管理担当局長、広島市事務分掌条例第1条に掲げる局の局長及び担当局長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制（対応期）

1-③ 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

(2) 所要の対応

ア 対策の実施体制

- ・ 県や市衛生研究所等とも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握し、収集した情報とリスク評価等を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施します。（健康福祉局）
- ・ 感染症の特徴、感染状況や県民生活・社会経済活動に関する情報等の分析結果によって対応期ごとに変更する県の対処方針等に基づき、対策を実施します。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。（企画総務局）
- ・ 国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行するなどして財源を確保し、必要な対策を実施します。（健康福祉局、財政局、関係局）

イ 県との連携による一体的な新型インフルエンザ等対策の実施

- ・ 県が新型インフルエンザ等対策のために実施する総合調整³⁶に協力するとともに、必要に応じて県に対し総合調整を行うよう要請します³⁷。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、県が新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関する指示³⁸等に適切に対応します。（健康福祉局、各区）

36 特措法第24条第1項

37 特措法第36条第2項

38 感染症法第63条の4

ウ 職員の派遣・応援への対応

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します³⁹。（健康福祉局）
- ・ 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町に応援を求めます⁴⁰。（健康福祉局）

エ 緊急事態措置の検討等について

- ・ 緊急事態宣言が発令された場合は、直ちに市対策本部を設置します。（健康福祉局、危機管理室、全庁）
- ・ 市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。（健康福祉局、危機管理室）

〔参考〕（県行動計画①－3－(2)－エ抜粋）

○ 県は、本県のデータ分析・考え方について、国と積極的にコミュニケーションを図るとともに、広島県感染症対策専門員会議の意見を聴いた上で、緊急事態措置等を国へ要請します。

オ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）が発令され、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します⁴¹。（健康福祉局、危機管理室、全庁）

39 特措法第26条の2第1項

40 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

41 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

2 情報収集・分析

2-① 準備期

(1) 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎になります。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンス⁴²の取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、施策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供します。

情報収集・分析の対象となる情報としては、県内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、市民生活及び市民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられます。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行います。

なお、感染症サーベイランス等については、「3 サーベイランス」で具体的に記載します。

(2) 所要の対応

ア 実施体制

有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から感染症インテリジェンス体制を構築します。（健康福祉局）

イ 訓練

国や県等と連携した新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認・改善を行います。（健康福祉局）

ウ 人員の確保

情報収集・分析の円滑な実施のため、平時において県（ひろしま CDC 研修）や国等が実施する研修等への職員の積極的な参加の働きかけや多様な背景の専門性（公衆衛

42 感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 2 情報収集・分析（準備期）

生や疫学、データサイエンス⁴³等）を有する感染症専門人材の育成、人員確保、有事に向けた訓練等を行うとともに、これらの知識、技術を習得した者について市衛生研究所や保健所等において活用します。（健康福祉局）

エ DXの推進

平時から迅速に情報収集・分析を行うため、情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを推進します。

例えば、医療機関による国のサーベイランスシステムを用いた感染症発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るとともに、電子カルテと発生届の連携を進める国の取組に協調していきます。（健康福祉局）

43 例えば、感染動向に関するシミュレーション作成に関する分野等が考えられる。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

2 情報収集・分析（初動期）

2-② 初動期

(1) 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要があります。

感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行います。

(2) 所要の対応

ア 実施体制

県と連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症情報の収集や分析及びリスク評価の体制を強化します。また、県による感染症情報の収集に協力します。

（健康福祉局）

〔参考〕（県行動計画②-2-(2)-ア抜粋）

○ 県は、表に掲げる感染症情報の収集を行い、分析及びリスク評価の体制を強化します。

表 有事に収集する感染症情報

区分	有事に収集する感染症情報	
感染状況	新規感染者数	直近1週間（人口10万対）
		前週比
		7日間移動平均
	感染経路	
	PCR陽性率	直近1週間
医療への負荷	確保病床の使用率	
	重症確保病床の使用率	
	全療養者に占める入院者の割合（入院率）	
	重症者数	
	中等症者数	
	自宅療養者等の数	
	救急搬送困難事例数	
ICU患者数	当該患者と他患者の割合	
社会経済	職場の欠勤者の割合	
	学校欠席者数	

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 2 情報収集・分析（初動期）

イ 情報収集・分析に基づくリスク評価

国、JIHS 及び県が行うリスク評価等を踏まえ、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行います。（健康福祉局）

ウ リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

リスク評価に基づき、感染症対策を判断して策定した県の対処方針等に基づき、対策を実施します。（健康福祉局、全庁）

エ 情報収集・分析から得られた情報の公表

国や県から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について市民等へ提供します。

また、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意します。（健康福祉局、関係局）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

2 情報収集・分析(対応期)

2-③ 対応期

(1) 目的

強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行います。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症拡大と市民生活及び市民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施します。

特に対応期には、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等について情報収集・分析を強化します。

(2) 所要の対応

ア 実施体制

県と連携し、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価の体制を強化します。(健康福祉局)

イ 情報収集・分析に基づくリスク評価

新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行います。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、JIHS及び県からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施します。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施します。(健康福祉局)

ウ リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

国が示す方針も踏まえながら、リスク評価に基づき、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直します。(健康福祉局)

エ まん延防止等重点措置・緊急事態措置の要請に備えた情報収集・分析

県が実施するまん延防止等重点措置・緊急事態措置の要請に備えた情報収集・分析等に協力します。(健康福祉局)

〔参考〕(県行動計画②-3-(2)-エ抜粋)

- 県は、可能な限り早いタイミングでの強い対策が感染を抑え込み、結果的に社会経済への影響も最小限にすることを示す観点からも、情報収集・分析及びリスク評価を行い、まん延防止等重点措置・緊急事態措置の要請時の根拠データを整理します。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 2 情報収集・分析（対応期）

オ リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国、JIHS 及び県と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施します。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直すとともに、県対処方針の変更に基づき、新型インフルエンザ等対策を切り替えます。（健康福祉局、全庁）

カ 情報収集・分析から得られた情報の公表

国や県が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有します。

また、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意します。（健康福祉局、関係局）

3 サーベイランス

3-① 準備期

(1) 目的

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要です。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築することが必要です。

このため、平時から感染症サーベイランスシステム⁴⁴やあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集します。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげます。

(2) 所要の対応

ア 実施体制

- ・ 感染症法第14条に基づく指定届出医療機関からの患者報告の受理や、市衛生研究所における病原体の検出及び下水中のウイルス等のゲノム解析を行う体制を整備します。（健康福祉局、各区）
- ・ 感染症法第12条に基づく医師の届出について、診断した医師が速やかに届け出るよう、医師会等を通じて医師に周知するとともに、感染症発生動向調査の重要性に対して理解を求め、患者検体及び病原体等の提出について協力を求める等、適切にサーベイランスが実施される体制の整備を図ります。（健康福祉局）
- ・ 感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行います。（健康福祉局）

イ 平時の感染症サーベイランス

- ・ 平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症（ARI）について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向、学級閉鎖の状況等の複数の情報源から市内の流行状況を把握します。（健康福祉局、こども未来局、教育委員会、各区）
- ・ 国、JIHS及び県等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況等について共有します。（健康福祉局）
- ・ ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、県等と連携し、家きん等におけるイ

44 感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステムであり、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
3 サーベイランス（準備期）

インフルエンザウイルス等の保有状況を共有します。また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれがある者について保健所等に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備します。（健康福祉局、経済観光局）

- ・ 国、JIHS 及び県等と連携した新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランス⁴⁵による新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行います。（健康福祉局、各区）

表8 準備期の感染症サーベイランス

患者発生 of 動向把握	
患者発生サーベイランス	指定届出機関（小児科定点や内科定点）から報告を受け把握
重症者等の把握	
入院サーベイランス	指定届出機関（基幹定点）から報告を受け把握
感染症発生 of 探知	
インフルエンザ様疾患発生報告	幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等を対象に実施
クラスターサーベイランス	保健所等が施設長等からの連絡により把握
病原体 of 動向把握	
病原体サーベイランス及びゲノムサーベイランス	指定届出機関（急性呼吸器感染症病原体定点）から収集した検体を検査
市中における流行状況 of 動向把握	
下水サーベイランス	下水処理場から採取した下水を検査

ウ 人材育成及び研修の実施

感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保を図るため、職員に対し、国、JIHS 及び県等が行う研修等への参加を働きかけるとともに、感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ります。（健康福祉局）

エ DX の推進

感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や新型インフルエンザ等の患者等⁴⁶が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による届出の活用につ

45 感染症法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく疑似症サーベイランスであり、都道府県から指定を受けた指定届出機関の管理者により、五類感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）若しくは二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症等の患者を診断し、又は五類感染症により死亡した者の死体を検案したときに届け出られる制度

46 患者及び感染したおそれのある者

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

3 サーベイランス（準備期）

いて周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知し、感染症発生届及び積極的疫学調査に関する情報の国のシステムを用いた迅速かつ効率的な収集を図ります。（健康福祉局、各区）

オ 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ・ 国、JIHS 及び県等から提供される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等のサーベイランスの分析結果について関係機関に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を、週報等により市民等に分かりやすく提供・共有します。（健康福祉局、各区）
- ・ 情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されること
のリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意します。
（健康福祉局）

3-② 初動期

(1) 目的

市内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要があります。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげます。

(2) 所要の対応

ア 有事の感染症サーベイランスの開始

- ・ 国の方針に基づき、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続する。（健康福祉局、こども未来局、教育委員会、経済観光局、各区）
- ・ 新たな感染症の発生が探知され、国から疑似症の症例定義が示された場合には、当該感染症の届出基準作成前であっても、速やかに疑似症サーベイランスを開始します。

また、国の方針に基づき、新型インフルエンザ等の患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化するとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体サーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始します。なお、患者全数や入院患者の症状経過の把握に当たっては、国のサーベイランスシステムを用いて迅速に情報収集します。

- （健康福祉局、各区）
- ・ 市衛生研究所は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について亜型等の同定を行います。（健康福祉局、各区）
- ・ 疑似症サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して、積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求めます。（健康福祉局、各区）

イ リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

国、JIHS 及び県等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、かつ、県対処方針に準じ、感染症対策を迅速に実施します。（健康福祉局、全庁）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

3 サーベイランス（初動期）

ウ 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ・ 国、JIHS 及び県等から提供される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の情報について関係機関に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を市民等へ提供・共有します。（健康福祉局、関係局）
- ・ 情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されること
のリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意します。
（健康福祉局）

3-③ 対応期

(1) 目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげます。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行います。

(2) 所要の対応

ア 有事の感染症サーベイランスの実施

- ・ 準備期から実施している感染症サーベイランスを継続する。（健康福祉局、子ども未来局、教育委員会、経済観光局、各区）
- ・ 市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施します。（健康福祉局、各区）
- ・ 患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮して、国が届出対象の重点化・効率化や患者全数把握から定点把握に移行した場合においても、県が届出対象外の感染者への支援を継続するために必要と判断した場合は、可能な限り、県の取組に協力します。（健康福祉局）

イ リスク評価に基づく、感染症対策の判断及び実施

国、JIHS 及び県等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえてリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施します。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替えます。（健康福祉局、全庁）

ウ 感染症サーベイランスから得られた情報の公表

- ・ 国、JIHS 及び県等から提供される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の情報について関係機関に共有するとともに、感染症の発生状況等について市民等に提供・共有します。特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に分かりやすく情報を提供・共有します。（健康福祉局、関係局）
- ・ 情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることなどのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意します。（健康福祉局）

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

4-① 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県や市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるように、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁴⁷を高めるとともに、国、県及び市町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

・ 感染対策等に関する啓発

平時から、国、JIHS 及び県等から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行います⁴⁸。その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は、集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は、重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県等と互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有を行います。（健康福祉局、企画総務局、市民局、教育委員会、関係局）

・ 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します⁴⁹。その際、県や他市町と連携を図ります。（健康福祉局、企画総務局、市民局、各区、教育委員会、関係局）

・ 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるイン

47 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環

48 特措法第13条第1項

49 特措法第13条第2項

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期）

フォデミック⁵⁰の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。これらの取組を行うに当たり、県や他市町と連携を図ります。（健康福祉局、企画総務局、市民局、教育委員会、関係局）

表9 受け手に応じた情報提供・共有

受け手	情報提供・共有の方法
高齢者	日常的に接する医療機関や介護事業者を介した啓発や SNS やホームページといったデジタルの媒体に加えて、回覧板等、地域密着型の媒体を含めた非デジタルの媒体も活用します。
子ども	学校教育の現場をはじめ、直感的に理解しやすいイラストの活用や、発達段階に応じた平易な言葉により説明します。
日本語能力が十分でない外国人等	可能な限り多言語で必要な情報提供・共有を行います。
視覚や聴覚等が不自由な方	障害団体等に情報を提供・共有し、団体等を通じて、障害を持つ方が情報を得られるよう努めます。また、視覚障害者向けに字幕の設定、ユニバーサルデザインへの配慮やイラスト・ピクトグラムの利用等、DX の推進を含め、障害に応じた合理的配慮を行います。

イ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

・ 情報提供・共有の体制整備

準備期から市ホームページ等を活用して、新型インフルエンザ等対策の周知を行います。また、初動期以降、状況を踏まえながら、情報提供・共有を行う必要性が高まります。対象の属性等に応じて、多く活用されている情報ツールは異なることから、対象層を想定しつつ、適切な方法を選択し、実施できるよう、準備期からあらかじめ市民等への情報提供・共有方法や相談センター等の設置をはじめとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、検討します。さらに、準備期からメディアとの関係性の構築に努めます。（健康福祉局、企画総務局）

50 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期）

- ・ 感染症の発生状況等に関する公表項目

新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報の公開については、市民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応する必要があります。

積極的疫学調査を円滑に行い、まん延防止に寄与するため、患者発生時の公表項目については、厚生労働省による「新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表の考え方について」等を基本に策定した「広島市感染症公表規程」に基づき行います。（健康福祉局）

ウ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国からの要請を受けた場合は、コールセンター等を設置する準備を進めます。また、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、新型コロナ対応時のノウハウを継承しつつ、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理します。（健康福祉局、関係局）

4-② 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備え、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに偽・誤情報の拡散状況等に踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有について

- ・ 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能な複数の情報媒体を整備・活用し、情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。（健康福祉局、企画総務局）

- ・ 市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、庁内関係部局、県等の情報等を含め、総覧できるサイトを立ち上げます。（健康福祉局、企画総務局）
- ・ 新型インフルエンザ等の特徴等に応じて、患者発生時の公表項目の必要な見直しを県と連携しながら行います。（健康福祉局）

イ 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けた場合は、コールセンター等を設置します。

国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、相談センター等の設置を通じて、市民等に対する情報提供・共有体制を構築するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、相談センター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。（健康福祉局、関係局）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期）

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期には、特に市民等の不安が高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなります。

このため、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、偏見・差別等に関する相談窓口を設置するなどして適切に情報提供・共有します。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえるとともに、県等と連携し、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。（健康福祉局、企画総務局、市民局、教育委員会）

表10 市民等の不安が高まる初動期における偏見・差別等への取組

偏見・差別等への対応
科学的知見等に基づいた情報提供・共有の徹底
SNS等を活用した「偏見・差別は許されない」旨の幅広い呼びかけ
医療関係者やエッセンシャルワーカー等への感謝等を示す草の根の運動が実践されている場合の当該運動との連携
国・県・市町等の各種相談窓口の周知

4-③ 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、市民等の関心事項を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしなが、市内の関係機関等を含む市民等に対し、情報提供・共有を行います。

また、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能な複数の情報媒体を整備・活用し、情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。（健康福祉局、企画総務局）

- 市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、庁内関係部局、県の情報等を含め、総覧できるサイトを運営します。（健康福祉局、企画総務局）
- 患者発生時の公表項目については、「広島市感染症公表規程」を基本としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や感染の拡大状況等に応じて、県と連携し、必要に応じて項目の簡略化等の見直しを行います。（健康福祉局）

イ 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けた場合は、コールセンター等を継続します。

また、初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

市民等への周知、Q&Aの公表、相談センター等の運営等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を継続するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、相談センター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。（健康福祉局、関係局）

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染状況やそれに対応した対策が進展していく中で、新たな偏見・差別等の不適切な行為が生じる可能性があります。

このため、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、4-②(2)ウに準じた取組を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえるとともに、県等と連携しその時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。（健康福祉局、企画総務局、市民局、教育委員会）

エ リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性）等が明らかになった状況に応じて次のとおり対応します。（健康福祉局、企画総務局、関係局）

【封じ込めを念頭に対応する時期】

- 市民等の感染拡大措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、施策判断の根拠を丁寧に説明します。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市が市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止の取組が早期の感染拡大防止に必要であることについて、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明します。（健康福祉局、関係局）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

- ・ 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明
病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。（健康福祉局、関係局）
- ・ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明
病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。（健康福祉局、関係局）
- ・ 県が評価する地域の感染状況や医療ひっ迫の状況について、必要な対策を遅滞なく講ずるために設定するレベル判断の指標やその際の対策を、あらかじめ市民等と共有することにより、予見性を高め、個人レベルでの先手の感染対策の徹底を促進します。（健康福祉局）

【特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期】

平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、業所管課から、効果的に情報発信するとともに、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。

（健康福祉局、企画総務局、関係局）

5 水際対策

5-① 準備期

(1) 目的

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国において円滑かつ迅速な水際対策を講じられるよう、平時から検疫所との連携を図ります。

(2) 所要の対応

ア 水際対策の実施に関する体制の整備

国における水際対策の実効性を高めるため、検疫所が開催する会議や国による検疫所を含めた研修、合同訓練に参加し、連携体制を強化します。（健康福祉局）

5-② 初動期

(1) 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提とし、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、県内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保するため、国や県が行う水際対策について、連携を進めます。

(2) 所要の対応

ア 検疫措置の強化

検疫手続きの対象となる帰国者等⁵¹について、検疫所により、新型インフルエンザ等の病原体の保有が明らかになった旨の報告を受けた場合には、検疫所と連携し、健康監視や積極的疫学調査等の感染症のまん延防止のための必要な措置を講じます。また、国や県と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施します。（健康福祉局、各区）

51 帰国者及び入国者

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

5 水際対策（対応期）

5-③ 対応期

(1) 目的

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や市内外における感染拡大の状況等を踏まえ、市民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、国や県が行う水際対策について、連携を進めます。

(2) 所要の対応

ア 時期を踏まえた対応

状況変化に応じた国の水際対策の強度の切替えを把握しつつ、初動期の対策を継続します。また、市の体制を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第15条の3第5項の規定に基づき、市に代わって居宅等待機者等に対して健康監視を実施するよう国に要請します。（健康福祉局、各区）

6 まん延防止

6-① 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組みます。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ・ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、発症が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。また、学校や高齢者施設等は、基本的な感染対策を実施します。（健康福祉局、こども未来局、教育委員会、関係局）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

6 まん延防止（初動期）

6-② 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにします。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(2) 所要の対応

ア 市内でのまん延防止対策の準備

- ・ 国や県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進めます。

また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と連携し、これらを有効に活用します。（健康福祉局、各区）

- ・ 市内におけるまん延に備え、市行動計画、市対処計画や業務継続計画に基づく対応の準備を行います。（健康福祉局、全庁）

6-③ 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大スピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護します。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分に考慮します。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

ア 対応の実施に係る参考指標等

有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国における参考指標や県が設定する県独自のレベル判断の指標を市民等と共有します。
（健康福祉局）

イ まん延防止対策の内容

【患者や濃厚接触者への対応】

国や県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）⁵²や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁵³等の措置を行います。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施します。（健康福祉局、各区）

【患者や濃厚接触者以外の事業者、公共交通機関、学校等への対応】

県が実施するまん延防止対策⁵⁴に協力します。（健康福祉局、全庁）

52 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

53 感染症法第44条の3第1項

54 本節において、特に根拠法令の記載や注釈がないものについては、特措法第24条第9項の規定に基づく要請として行うことを想定している。

〔参考〕（県行動計画⑥－3－(2)－イ抜粋）

【患者や濃厚接触者以外の県民等に対する要請等】

- (ア) 県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行います。また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行います。
- (イ) 県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請します。

【事業者や学校等に対する要請】

- (ア) 県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行います。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行います。
- (イ) 県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請します。
- (ウ) 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命じます。
- (エ) 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表します。
- (オ) 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請します。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請します。
- (カ) 県は、国等からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請します。
- (キ) 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請します。

(ク) 県は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行います。また、県は、学校保健安全法(昭和33(1958)年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請します。

【公共交通機関に対する要請】

国が公共交通機関に対し行う要請に基づき、県においても公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染対策を講ずるよう要請します。

要請等の区分		弱 強	
患者・濃厚接触者以外の者	外出等	・県をまたいだ移動の自粛要請	・要請時間外に営業する場所への出入中止要請 ・外出自粛要請
	基本的な感染対策	・基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い・手指消毒、人混み回避等)要請	・感染拡大場面の制限(人との距離確保、大声制限、在宅勤務と時差出勤奨励等)
事業者・学校等	休業営業時間変更等		・営業時間変更要請等 ・施設使用制限休業要請等
	まん延防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への受検勧奨 ・入場者の整理・誘導 ・有症状者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業所・施設の消毒 ・入場者へマスク着用等周知 ・感染防止措置を講じない者の入場禁止 	
	措置命令		・まん延防止等重点措置命令 ・緊急事態措置命令
	措置施設名公表		・措置命令の公表
	その他の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場対策の要請 ・重症化・集団化しやすい施設への対策強化要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント時の感染拡大防止計画策定要請 ・出張の延期等勧告 ・業界ガイドライン遵守要請
	臨時休業		・学級閉鎖や休校等要請
公共交通機関	基本的な感染対策	・基本的な感染対策要請	

県によるまん延防止対策の強度に関するイメージ

6 まん延防止（対応期）

ウ 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

【封じ込めを念頭に対応する時期】

感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する県民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、県が医療のひっ迫を回避し、県民の生命や健康を保護することを目的に実施する必要な検査や上記（2）イに挙げる患者や濃厚接触者への対応、人と人との接触機会を減らす等の対応に協力します。（健康福祉局）

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

国や JIHS とともに県が独自に行う、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価に基づく対応に協力します。（健康福祉局）

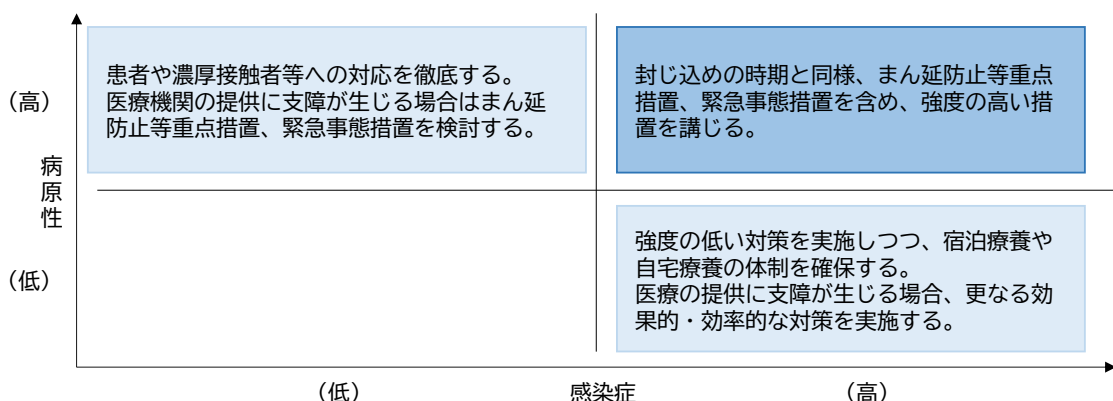


図12 県による病原体の性状に応じた新型インフルエンザ等対策

〔参考〕（県行動計画⑥-3-(2)-ウ抜粋）

- (ア) 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記【封じ込めを念頭に対応する時期】と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講じます。
- (イ) 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には上記（2）イに挙げる患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指します。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討します。

(ウ) 病原性が低くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードは速い場合は、県は、基本的には、上記（２）イに挙げる対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、広島県感染症予防計画等に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応します。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県が当該状況の発生について公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼びかけるとともに、国や他の都道府県への支援要請を検討します。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討します。

(エ) 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合、県は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討します。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講じます。また、子どもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記（２）イ【事業者や学校等に対する要請】（ケ）に挙げる学級閉鎖や休校等の要請を行います。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討します。

【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、県と連携し、強度の低いまん延防止対策の実施に協力します。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記【病原体の性状等に応じて対応する時期】に挙げる考え方に基づき対策を講じます。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を更に勘案しつつ検討を行います。（健康福祉局）

【特措法によらない基本的な感染症対策への移行期】

国の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を進め

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

6 まん延防止（対応期）

ます。（健康福祉局）

工 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施

- ・ 国において緊急事態宣言が発令された場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置します。（健康福祉局）
- ・ 県が実施するまん延防止等重点措置又は緊急事態措置に協力します。（健康福祉局、全庁）

〔参考〕（県行動計画⑥－3－(2)－エ抜粋）

- 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、広島県感染症対策専門員会議において、専門的な知識を有する者等から意見や助言等を聴きます。また、市町は、緊急事態宣言がなされた場合は、市町行動計画に基づき、直ちに、市町対策本部を設置します。市町は、当該市町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、当該市町が実施する当該市町の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います。
- 県は、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たって、営業時間短縮区域については、協力支援金の給付が煩雑とならないよう、市町単位で設定します。

7 ワクチン

7-① 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

(2) 所要の対応

ア ワクチンの研究開発への協力

ワクチンの研究や開発を行っている国や県、大学等の研究機関から研究開発に係る協力の依頼があった場合は、内容に応じて支援を行います。（健康福祉局）

イ ワクチンの流通に係る体制の整備

- ・ 県等と連携し、国に対しワクチンの安定供給体制の構築を求めるとともに、県における取組に協力します。（健康福祉局）

〔参考〕（県行動計画⑦-1-(2)-イ抜粋）

○ 県は、市町、県医師会、県卸売販売業者団体等の関係機関と協議の上、県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制や、ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法、市町との連携の方法及び役割分担のもと、県内においてワクチンを円滑に流通させる体制を整備します。

ウ 接種体制の構築

・ 接種体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会や薬剤師会、看護協会等の医療関係団体等と連携し、新型コロナ対応時のノウハウを継承しながら、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討（シミュレーションの実施等）を平時から進めます。（健康福祉局）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

7 ワクチン（準備期）

- ・ 特定接種

特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。（健康福祉局）

- ・ 住民接種

予防接種法（昭和23（1948）年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

a 国又は県の協力を得ながら、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります⁵⁵。（健康福祉局）

b 円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外における接種を可能にするよう取組を進めます。（健康福祉局）

c 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体等と協力し、新型コロナ対応時のノウハウを継承するなど、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。（健康福祉局）

エ 情報提供・共有

国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ります。

（健康福祉局）

オ DXの推進

スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォンからの予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化や標準化の取組を推進します。（健康福祉局）

55 予防接種法第6条第3項

7-② 初動期

(1) 目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげます。

(2) 所要の対応

ア 接種体制の構築

・ 接種体制の整備

a 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行います。
（健康福祉局）

b 県が整理する市町へのワクチンの配分の考え方に対し、必要に応じて意見を述べるなどして協力します。（健康福祉局）

〔参考〕（県行動計画⑦-2-(2)-ア抜粋）

○ 県は、国が一括してワクチンの供給を担う場合に備え、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や県民生活や社会経済活動の状況を踏まえたワクチンの市町への配分の考え方を整理します。

7-③ 対応期

(1) 目的

国により確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 所要の対応

ア ワクチンや接種に必要な資材の供給

国や県の方針に基づき、ワクチン等を円滑に分配できるよう、準備期に整理した体制を構築します。（健康福祉局）

イ 接種体制

準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行います。

新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。

・ 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した⁵⁶場合において、国や県等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

（健康福祉局）

・ 住民接種

a 予防接種の準備

国や県等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行います。（健康福祉局）

b 予防接種体制の構築

接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

（健康福祉局）

c 接種に関する情報提供・共有

56 特措法第28条

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 7 ワクチン（対応期）

予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。（健康福祉局、各区）

d 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて保健所等の公的機関等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、庁内の関係課等や医師会等の医療関係団体等と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保します。（健康福祉局、関係局）

e 接種記録の管理

接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。（健康福祉局）

ウ ワクチンの安全性に係る情報収集及び提供

- ・ ワクチンの安全性について、国において収集・整理される医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行います。（健康福祉局、企画総務局、各区）
- ・ 健康被害に対する速やかな救済の周知
予防接種の実施により健康被害が生じた者が速やかに救済を受けられるよう、制度の周知を徹底します。（健康福祉局、企画総務局、各区）

エ 情報提供・共有

- ・ 国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行います。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。（健康福祉局、企画総務局、各区）
- ・ 予防接種における情報提供において、広報担当課と連携し、受け手に応じた言葉と媒体による発信等、適切な発信方法を活用します。（健康福祉局、企画総務局）
- ・ 本市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行います。（健康福祉局、各区）
- ・ 職域接種に関する問合せ等について、業種等に応じた業所管課による効果的な情報発信に努めます。（健康福祉局、全庁）

8 医療

8-① 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、県内医療提供体制における地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において、県が県感染症予防計画等に基づき医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制を確保することとされています。本市においては、県と連携し、市民等に対して必要な医療を提供するための相談体制等を整えます。

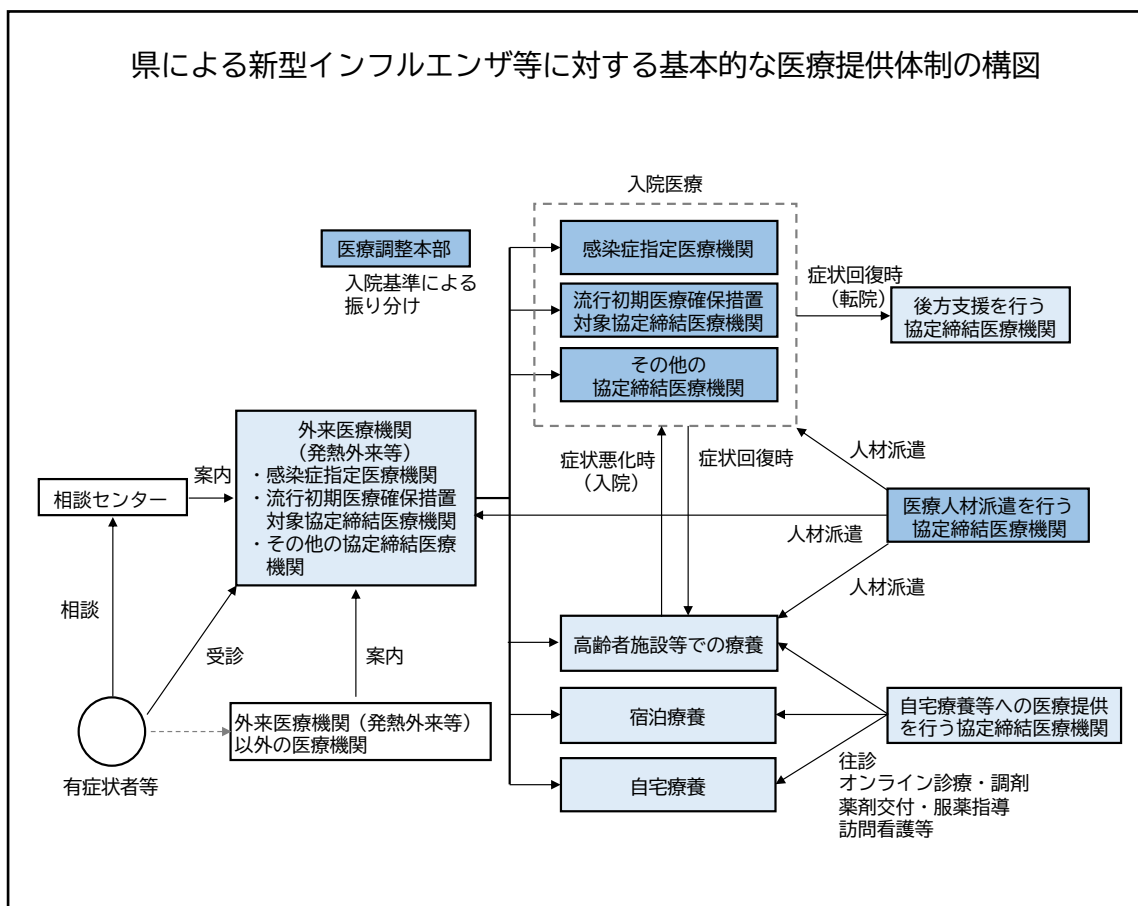
(2) 所要の対応

ア 基本的な医療提供体制

県は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、地域の医療機関や県内の保健所等の役割分担を明確化します。本市においては、感染症危機において市民等が感染症医療及び通常医療を適切に受けられるように、平時から訓練等の準備に努めるなど患者の移送体制を整備するなど、有事に備えた取組を進めます。

（健康福祉局）

〔参考〕（県行動計画⑧-1-(2)-ア抜粋）



イ 相談センターの設置準備

新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを設置できるよう準備します。（健康福祉局）

ウ 県による医療提供体制の整備

県による医療提供体制の整備に、適宜、協力します。（健康福祉局）

〔参考〕（県行動計画⑧-1-(2)-ア、イ抜粋）

○ 県は、広島県感染症予防計画等に基づく医療提供体制の目標値を設定し、平時から、医療機関との間で、新型インフルエンザ等発生時における病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結するとともに、これら多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、医療提供体制を整備します。

（ア）入院体制

県は、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間において、当該感染症の入院を担当する医療機関（病院又は有床診療所）と、平時に医療措置協定を締結の上、第一種協定指定医療機関として指定し、その内容について、県ホームページに掲載します。医療措置協定の締結に当たっては、重症病床や患者特性（精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者）別受入可能病床についても確保し、関係機関等と連携し、医療提供体制の整備を図ります。

（イ）外来医療機関（発熱外来等）体制

県は、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間において、当該感染症の発熱外来等を行う医療機関（病院又は診療所）と、平時に医療措置協定を締結の上、第二種協定指定医療機関として指定し、その内容について、県ホームページに掲載します。

（ウ）自宅療養者等への医療の提供等

県は、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間において、当該感染症の自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療を行う病院及び診療所（高齢者施設等や障害者施設等の協力医療機関を含む。）、服薬指導（薬剤等の配送を含む。）を行う薬局並びに訪問看護を行う訪問看護事業所と平時に医療措置協定を締結の上、第二種協定指定医療機関として指定し、その内容について、県ホームページに掲載します。

(エ) 後方支援体制及び医療人材派遣体制

県は、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間に、第一種協定指定医療機関に代わって当該感染症患者以外の患者を受け入れる医療機関（病院又は有床診療所）、感染症から回復後に入院が必要な患者の転院を受け入れる医療機関（病院又は有床診療所）、感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者を派遣する医療機関（病院又は診療所）と平時に医療措置協定を締結し、その内容について、県ホームページに掲載します。

エ 宿泊療養施設としての公的施設等の活用検討

新興感染症のパンデミックが発生した際に、そのまん延の防止と医療提供体制を確保するために、軽症者については、宿泊施設を療養施設として活用することが有効です。この宿泊施設については、感染症法第44条の3及び50条の2の規定に基づき、県が民間宿泊業者等と協定を締結して確保することとしており、広島県感染症対策連携協議会等を通じてその体制整備の協議等に協力します。また、感染症発生初期に民間宿泊業者の協力を得られないことが見込まれる場合は、県と連携して、公的施設等の活用についても検討します。（健康福祉局、全庁）

オ 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市対処計画に基づき、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行います。（健康福祉局、各区、関係局）

カ 患者の移（搬）送のための体制の確保

患者等の移送のための車両を確保・維持するとともに、県と連携し、広島県感染症対策連携協議会を活用し、民間移送機関等との協定締結等、体制整備を行います。また、感染症指定医療機関等の関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施します。

さらに、高齢者施設等に入所しており、配慮を要する者等の移送について、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議します。

また、患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制を整備するとともに、保健所等の移送能力を超える事態が生じた場合の移送の確保等について、消防局と情報共有や役割分担の整理を行います。

県を通じ、平時から、医療機関の受入体制の情報を入手するとともに、消防局が搬送した傷病者が感染症第12条に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、消防局に対して、当該感染症等に関する情報を提供するなど、情報共有を図ります。（健康福祉局、消防局、各区）

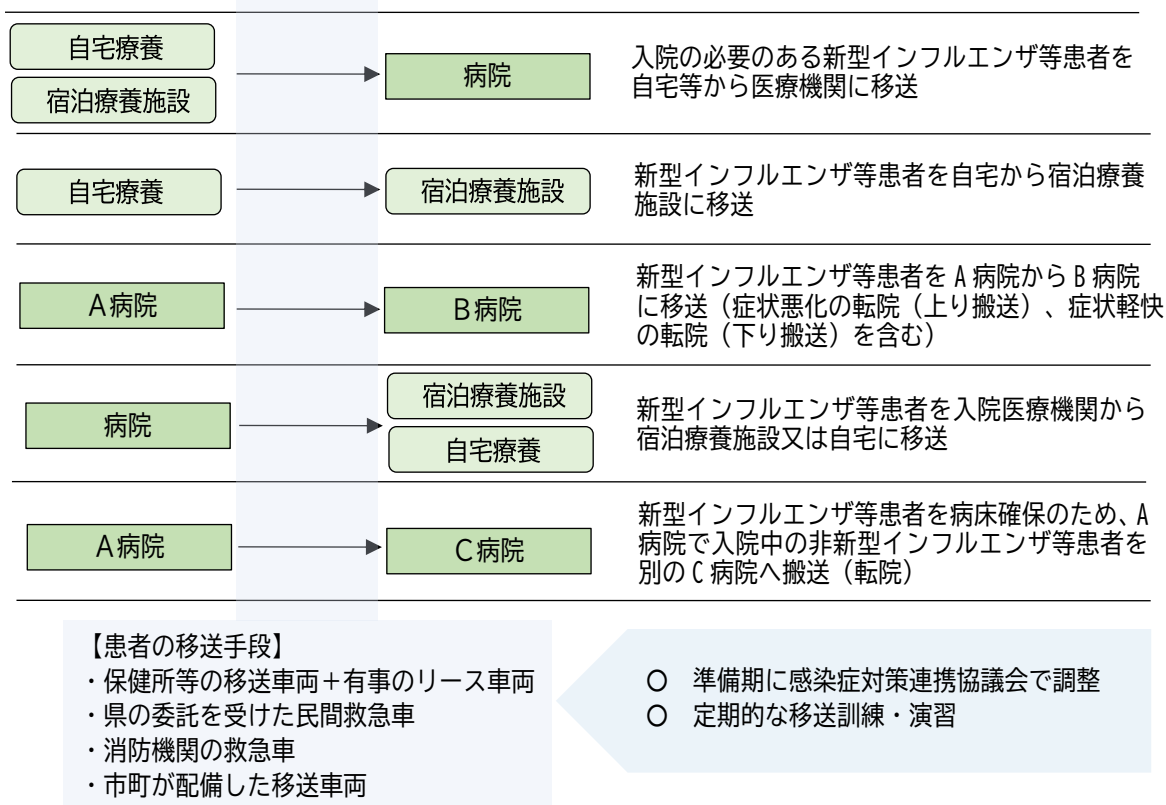


図13 新型インフルエンザ等患者の移送機会と体制の確保

キ 広島県感染症対策連携協議会の活用

新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、広島県感染症対策連携協議会を活用し、県や医療機関、消防局、高齢者施設等との連携を図り、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について協議を行います。結果を踏まえ、必要に応じて市予防計画の策定・変更を行います。（健康福祉局、消防局）

8-② 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合、感染症危機から市民の生命及び健康を保護するため、県による医療提供体制の確保に協力します。

また、県を通じて地域の医療提供体制状況を把握するとともに、市内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示します。

(2) 所要の対応

ア 相談センターの整備

新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備し、市民等へ周知します。

相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につなげます。

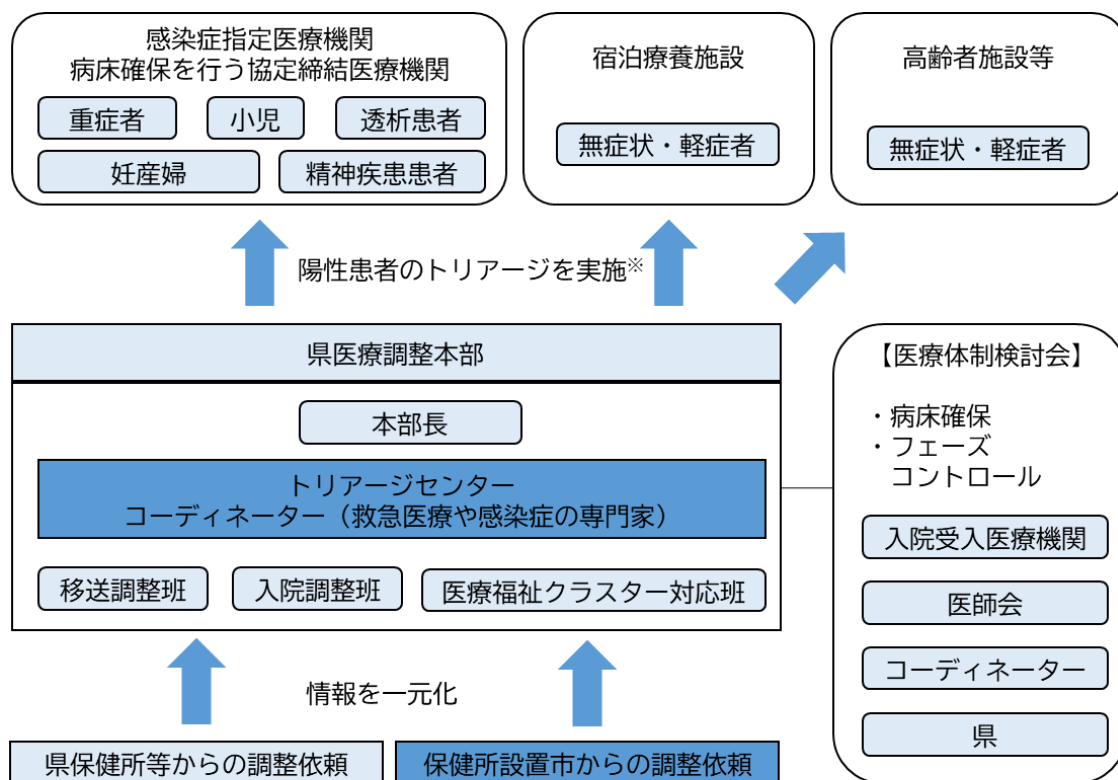
また、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの状況に応じて、従事者数、開設時間等を調整するとともに、対象者以外からの電話への対応窓口として、別にコールセンター等を設置するなど、相談センターの負担軽減の措置を講じます。（健康福祉局、各区）

イ 県による医療提供体制の整備

- ・ 県行動計画では、新たな感染症が発生した場合、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応することとされています。また、県においては、準備期において広島県感染症対策連携協議会で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備します。
- ・ 本市においては、陽性患者の療養先の選定について調整が必要な場合、新型インフルエンザ等患者受入れを一元的に調整する県医療調整本部に依頼します。（健康福祉局）

〔参考〕（県行動計画⑧-2-(2)-ウ抜粋）

○ 県は、対応期における外来医療機関（発熱外来等）の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、広島県感染症予防計画に基づく検査等措置協定機関等に対し、検査体制を速やかに整備するよう要請します。



※消防局の救急隊、地域医療機関や保健所の間で調整可能な場合を除く

図14 県による医療調整本部の設置

ウ 患者の移送の実施

- ・ 準備期において確保・維持する患者移送車両により、県医療調整本部が調整した医療機関に患者を移送します。（健康福祉局、各区）
- ・ 救急患者について、搬送先医療機関は初動期の医療調整本部において調整することとなるため、速やかに県と協議し、搬送先医療機関について庁内の関係課等と共有します。（健康福祉局、消防局）

8-③ 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、引き続き、県による医療提供体制の確保に協力します。

この時、国や県等から提供された情報をもとに、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう県等と連携します。

(2) 所要の対応

ア 相談センターの強化

- ・ 有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに外来医療機関（発熱外来等）の受診につなげます。（健康福祉局、各区）
- ・ 相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、早期に外部委託を行います。（健康福祉局）

イ 患者の移送の強化

- ・ 新型インフルエンザ等の患者については、迅速に入院調整を行い、速やかに感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送します。入院の優先度や入院先医療機関の判断等については、県が設置した医療調整本部等によるトリアージ（医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振分け）に基づき、関係部署が適切に連携して対応します。（健康福祉局、各区、消防局）
- ・ 民間搬送事業者と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保します。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知します。（健康福祉局、消防局）

ウ 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ・ 県が必要に応じて行使する入院調整に係る総合調整に協力します。（健康福祉局）
- ・ 医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、感染症法に基づき直ちに届け出るよう、医師会等を通じて適切に周知するとともに、患者検体及び病原体等の提出について協力を求めるとともに、感染症発生動向の重要性についての理解を求め、調査に協力を得られる体制を整備します。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 8 医療(対応期)

また、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症への対応に活かすため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に対し、電磁的方法による届出等の義務や、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院、退院又は死亡した場合における電磁的方法による報告の義務について周知するとともに、その他医療機関に対しても電磁的方法による届出の活用について周知します。その際、県と連携して、ICTを活用し、医療機関や保健所等とリアルタイムで受入可能病床や入院患者等の情報共有を行います。(健康福祉局、各区)

- ・ 県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる外来医療機関(発熱外来等)の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知します。(健康福祉局、各区)
- ・ 自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保します。(健康福祉局、各区)

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

9 治療薬・治療法（準備期）

9 治療薬・治療法

9-① 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となります。国が主導する治療薬・治療法の研究開発に協力します。

(2) 所要の対応

ア 治療薬・治療法の研究開発の推進

治療薬・治療法の研究や開発を行っている国や大学等から研究開発に係る協力の依頼があった場合は、内容に応じて支援を行います。（健康福祉局）

9-② 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、治療薬・治療法の活用に向けた取組を進めます。

(2) 所要の対応

ア 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

国や県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要なに応じて協力します。（健康福祉局、各区）

イ 治療薬の適正使用に係る周知への協力等

- ・ 国や県による、医療機関や薬局に対する根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬の適切使用の要請に係る周知へ協力します。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通の依頼に協力します。（健康福祉局）
- ・ 治療薬が不足するおそれがある場合、必要に応じて、県とともに国に対して治療薬の確保及び円滑な流通体制について要請します。（健康福祉局）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

9 治療薬・治療法（対応期）

9-③ 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、治療薬が必要な患者に公平に届くことを目指した対応等を実施します。

(2) 所要の対応

ア 治療薬の適正使用に係る周知への協力等

- ・ 引き続き、国や県による、医療機関や薬局に対する根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬の適切使用の要請に係る周知へ協力します。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通の依頼に協力します。（健康福祉局）
- ・ 引き続き、治療薬が不足するおそれがある場合、必要に応じて、県とともに国に対して治療薬の確保及び円滑な流通体制について要請します。（健康福祉局）

10 検査

10-① 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査の実施により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要があります。また、検査物資や人材の確保、検体の採取等を含めて、一体的な対応を進める必要があります。検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し、早期に治療をつなげること及び流行の実態を把握することです。平時は、新型インフルエンザ等の発生に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、市衛生研究所における検査実施能力を把握します。また、JIHS や市衛生研究所との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行います。

(2) 所要の対応

ア 検査体制の整備

- ・ 有事において検査を円滑に実施するため、市予防計画等に基づき、市衛生研究所の PCR 検査体制を整備するとともに、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進めます。（健康福祉局）
- ・ 県と共に民間の検査機関等との連携を推進することにより、検査体制を強化します。また、市予防計画に基づき、市衛生研究所における検査体制の充実・強化⁵⁷に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告します。（健康福祉局）
- ・ 平時から県や JIHS との連携を深めるとともに、民間検査機関及び医療機関等との間で、検体の搬送方法の検討や役割分担の確認、検査の精度管理を充実させる等、市全体の検査体制を強化します。（健康福祉局）
- ・ 検査機器の維持管理に取り組むとともに、国の検査体制を整備するために必要な人材の育成に資する技術研修に参加し、検査精度を担保します。（健康福祉局）

イ 訓練等による検査体制の維持及び強化

国、JIHS 及び県が実施する研修や訓練等を活用し、市衛生研究所の検査体制の維持に努めるとともに、有事の際に検体や病原体を滞りなく搬送できる体制を整えます。（健康福祉局）

ウ 検査診断技術の研究開発への協力

国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力します。（健康福祉局）

57 予防計画に基づく都道府県等に対する検査体制整備要請等をいう

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

10 検査（準備期）

エ 有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理

県が国の検査実施方針をもとに整理した検査の考え方に可能な限り協力します。

（健康福祉局）

〔参考〕（県行動計画⑩－1－(2)－オ抜粋）

- 県は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や生活・経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の国の検査実施方針をもとに、検査の考え方を整理し、広島県感染症対策連携協議会を通じ、関係機関と共有します。

10-② 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめます。

(2) 所要の対応

ア 検査体制の整備

- ・ 国からの要請を受けて、市予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、県と共に民間の検査機関等との連携を推進することにより、県が締結する民間検査機関等との協定に沿って、検査体制を速やかに整備します。（健康福祉局）
- ・ 市予防計画に基づき、市衛生研究所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告します。（健康福祉局）

イ 検査診断技術の研究開発への協力

国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力します。（健康福祉局）

ウ リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等

感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づくリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等の見直し⁵⁸に合わせ、県が定める検査実施の方針の周知等に協力します。（健康福祉局）

58 国が感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。

10-③ 対応期

(1) 目的

全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行います。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期に発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめます。また、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組みます。

(2) 所要の対応

ア 検査体制の拡充

- ・ 市衛生研究所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況や検査実施数を確認し、確保状況について定期的に国へ報告するとともに、必要に応じて検査体制を拡充します。(健康福祉局)
 - ・ 希望する者が円滑に検査を受けることができるよう、県が検査体制を拡充する場合は、これに協力します。(健康福祉局)
- [参考] (県行動計画⑩-3-(2)-ア抜粋)

○ 県は、無症状病原体保有者による感染拡大が懸念される場合、新型コロナ対応時の取組を参考に検査体制を拡充します。

イ 検査診断技術の研究開発への協力

- ・ 国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関を通じた臨床研究の実施に積極的に協力します。(健康福祉局)
- ・ 薬事承認を取得した迅速検査キットや検査等の診断薬・検査機器等についてその使用方法とともに医療機関等に速やかに情報提供・共有します。(健康福祉局)

ウ リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等

国、JIHS 及び県等が実施する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況に応じたリスク評価に基づく、国が定める検査の目的や検査体

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 10 検査(対応期)

制を含む検査実施の方針の見直し⁵⁹に合わせ、県が定める検査実施の方針の周知等に協力します。(健康福祉局)

59 国が初動期と同様、感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。対応期においては、これらに加え、検査実施能力の確保状況を踏まえ、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点から検査対象者を拡大する場合もある。

1 1 保健

1 1 - ① 準備期

(1) 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在です。

また、市衛生研究所は、地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在です。

感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所等や市衛生研究所がその機能を果たすことができるようにします。

その際、部署ごとの役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、県市間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにします。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行います。

(2) 所要の対応

ア 人材の確保

- ・ 流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される保健所等の業務量に対応するため、市予防計画で設定した目標値を達成することができるよう、保健所等職員、応援職員、IHEAT 要員等の保健所等の感染症有事体制を構成する人員を確保します。（健康福祉局）

イ 業務継続計画を含む体制の整備

- ・ 感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築します。また、保健所等や市衛生研究所における交替要員を含めた人員体制、設備等の整備や保健所業務のDX化を進めるとともに、外部委託等の協力を活用しつつ、健康観察を実施できるよう体制を整備します。（健康福祉局、各区）
- ・ 産業医等による感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等、必要な対策を講じます。（企画総務局、各区）

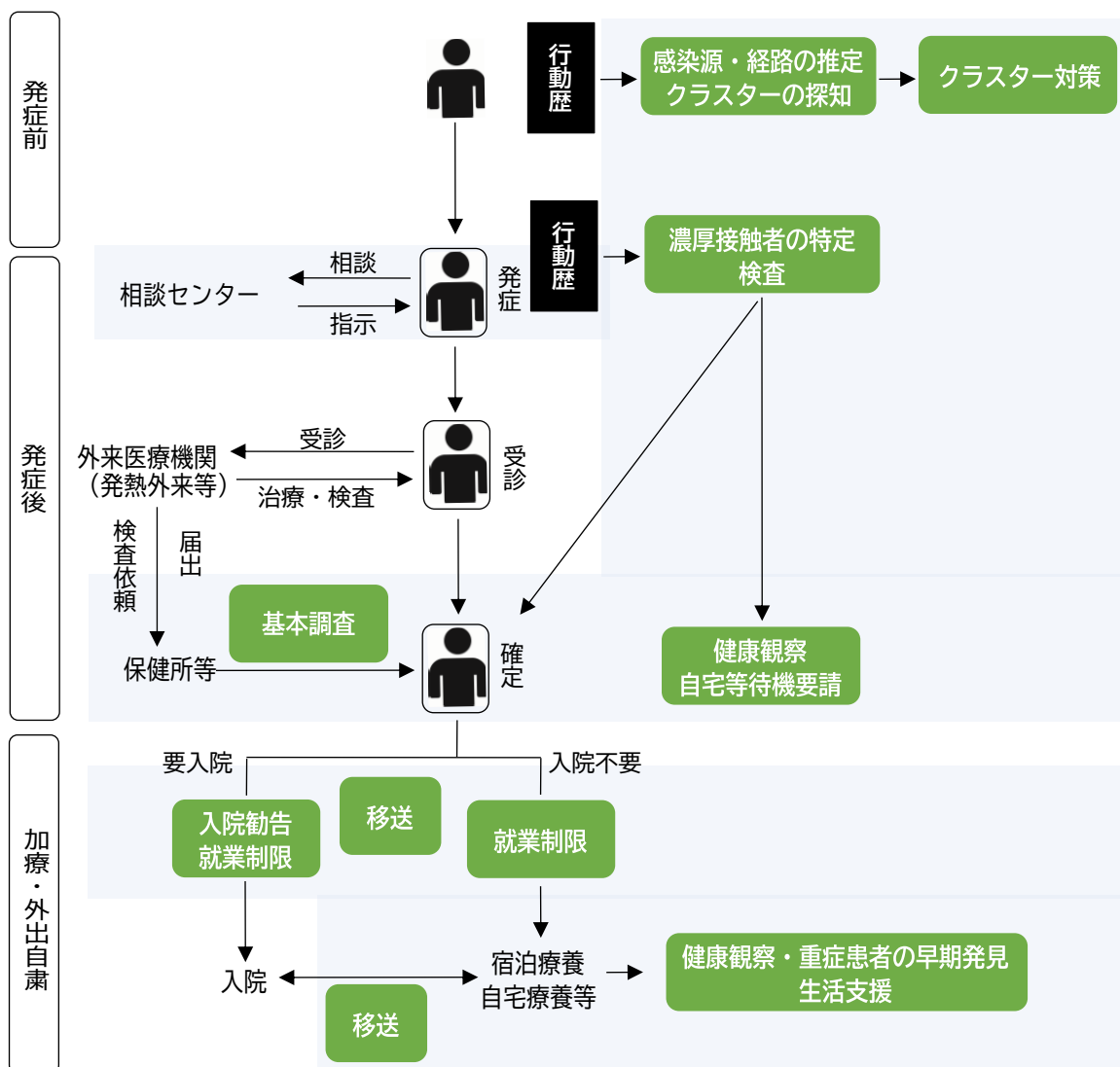


図15 新型インフルエンザ等患者等への対応業務

- ・ 保健所は、保健所業務に関する業務継続計画との整合性を踏まえて市対処計画を策定するとともに、有事に円滑に市対処計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、デジタル化や外部委託⁶⁰の活用等により、業務の効率化、地域の医療機関や関係団体等との連携強化等を図ります。また、県と協議し、感染症発生時における協力について検討します。（健康福祉局、各区）

60 感染症法第44条の3第4項及び第5項

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1.1 保健（準備期）

表 1.1 感染症危機発生時の保健所業務の効率化

業 務	効率化の方法
相談センターの運営	外部委託
検体搬送	
自宅・宿泊療養者の健康観察	
患者移送	
食料等生活物資の提供	
健康観察・疫学調査結果の活用	デジタル化
感染症発生届の受理	

- ・ 市予防計画等に定める保健所等の感染症有事体制（流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数）の状況を毎年度確認します。（健康福祉局）
- ・ 市衛生研究所は、業務継続計画との整合性を踏まえて市対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS 等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ります。（健康福祉局）

ウ 研修・訓練等を通じた人材育成

- ・ 保健所等の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施します。（健康福祉局、各区）
- ・ 国及び JIHS と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材、応援職員の人材の育成、実地疫学専門家養成コース（FETP）への職員派遣による疫学専門家等の養成及び同コースとの連携の推進や IHEAT 要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応力向上を図ります。（健康福祉局）
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所等や市衛生研究所の人材育成に努めます。また、保健所等や市衛生研究所を対象に新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施します。（健康福祉局、各区）
- ・ 有事には、全庁が速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図ります。（健康福祉局、全庁）

エ 多様な主体との連携体制の構築

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、広島県感染症対策連絡協議会等を活用し、平時から保健所等や市衛生研究所のみならず、消防局等の庁内の関係部局や、外部団体等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。（健康福祉局、関係局）

- ・ 県が、高齢者施設等の感染症対応能力向上を目的に施設職員に対して行う研修及び県が進める高齢者施設等とその協力医療機関との連携促進の取組に協力します。（健康福祉局）
- ・ 国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力します。（健康福祉局）

オ DXの推進

国が整備・改善を進める感染症サーベイランスシステム等を活用して、業務の効率化や地域の医療機関及び関係団体等との連携強化等を図ります。（健康福祉局、各区）

カ 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 国から提供される情報等を活用しながら、地域の実情に応じた方法で市民に対して「4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」の準備期に挙げる情報提供、偏見・差別等の解消に向けた啓発等を実施します⁶¹。（健康福祉局、企画総務局、市民局、各区、教育委員会、関係局）
- ・ 感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行います。（健康福祉局、関係局）

61 特措法第13条第2項

1.1-② 初動期

(1) 目的

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要です。

市予防計画並びに保健所及び市衛生研究所が定める市対処計画等に基づき、保健所等及び市衛生研究所が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにします。

(2) 所要の対応

ア 有事体制への移行準備

- ・ 市予防計画等に基づく保健所等の感染症有事体制（流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び市衛生研究所の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に備え、医師の届出⁶²等での患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導⁶³等）、積極的疫学調査等による集団感染（クラスター）の発生状況の把握、IHEAT要員に対して地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請、感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所等の業務効率化、市衛生研究所及び医療機関並びに県が検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備に係る準備を行います。（健康福祉局、各区）
- ・ 国からの要請や助言も踏まえて、市予防計画等に基づく保健所等の感染症有事体制及び市衛生研究所の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げます。また、応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等の交代要員を含めた人員の確保に向けた準備を進めます。（健康福祉局、企画総務局）
- ・ 市対処計画に基づき、保健所等における感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めます。（健康福祉局、各区）
- ・ JIHSによる市衛生研究所への技術的支援等も活用し、県が検査等措置協定を締結している民間検査機関等や相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努めます。（健康福祉局）
- ・ 市衛生研究所は、市対処計画に基づき、保健所等と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感

62 感染症法第12条

63 感染症法第44条の3第2項

染性、薬剤感受性等）と踏まえた必要な物資・資機材等の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS等と連携して感染症の情報収集に努めます。（健康福祉局）

- ・ 国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力します。（健康福祉局）

イ 市民への情報提供・共有の開始

- ・ 国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知します。（健康福祉局、各区）
- ・ 広報担当部署と連携して、市ホームページ等でQ&Aを公表するとともに、相談センターの設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。（健康福祉局、関係局）

ウ 新型インフルエンザ等に係る発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

「3 サーベイランス」の初動期で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取⁶⁴を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求めます。（健康福祉局、各区）

64 感染症法第16条の3第1項及び第3項

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 1 保健 (対応期)

1 1 - ③ 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市予防計画等並びに保健所及び市衛生研究所が定める市対処計画に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

(2) 所要を踏まえた対応

ア 有事体制への移行

- ・ 応援職員の派遣、IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所等の感染症有事体制を確立するとともに、市衛生研究所の検査体制を速やかに立ち上げます。（健康福祉局、企画総務局、各区）
- ・ 国、県の方針を踏まえ、保健活動の全体調整を実施します。また、国及び県の方針を踏まえるとともに連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等と連携を含む保健活動の全体調整等を行います。（健康福祉局、各区）
- ・ 国及びJIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力します。（健康福祉局）

〔参考〕（県行動計画⑩-3-(2)-ア抜粋）

- 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援します。国から方針が示される都度、県としての方針を保健所設置市と共有し、保健活動の全体調整を実施します。また、国、他の都道府県及び県内の保健所設置市等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行います。県民の理解増進のための情報や県の方針の考え方を市町と共有するとともに、必要に応じて県内の保健所設置市等に対する総合調整権限・指示権限⁶⁵を行使します。
- 県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する県民の理解の増進を図るために必要な情報や県の方針に関する考え方を市町と共有します。

イ 主な対応業務の実施

保健所等及び市衛生研究所は、市予防計画、市対処計画、準備期に整理した組織・

65 感染症法第 63 条の 3 及び第 63 条の 4

業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、県、医療機関等の関係機関と連携して、感染症対応業務を実施します。

・ 相談対応

有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに外来医療機関（発熱外来等）の受診につなげます。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託します。（健康福祉局、各区）

・ 検査・サーベイランス

国が決定した検査実施の方針や、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、市衛生研究所や県が検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断します。

市衛生研究所は、保健所等と連携して、県が検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充される間の必要な検査を実施します。また、市衛生研究所等は、JIHS との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、県や保健所等への情報提供・共有等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮します。

医療機関に対して、国のシステムを活用した感染症発生届や退院等の届出を求め、流行状況に応じたサーベイランスを実施します。

なお、国が医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能と判断した場合、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制に適切な時期に移行します。（健康福祉局、各区）

・ 積極的疫学調査

感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行います。流行初期以降は、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、保健所等における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえ、積極的疫学調査を重点化します。（健康福祉局、各区）

調査項目	重点化の内容(第1段階)
感染源・経路の推定	重症化リスクの高い者が多数又は感染対策がとりにくい集団のみ感染源を推定
濃厚接触者の特定・追跡	濃厚接触者(保健所等が特定)のうち、患者同居者以外への依頼(外出自粛・発症時の受診)は患者本人が実施
所属先の調査	職場や学校が管理(患者情報を受けて接触者の発症時の受診を徹底)

調査項目	重点化の内容(第2段階)
感染者の把握	重症化リスクの高い者以外へはSMS送信により自身での健康観察を依頼

○重症化する患者を逃さず適切に医療につなげる業務を維持
○重症者が多発し、医療への脅威となるクラスターを防ぐ

図1.6 業務負荷を勘案した積極的疫学調査の重点化

・ 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

医師からの届出により把握した新型インフルエンザ等の患者等については、原則、県において、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や流行状況等を踏まえて、県医療調整本部において速やかに療養先を判断し、入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行います。本市においては、県によるこれらの業務に協力するとともに、適切に入院勧告・措置等を行います。

なお、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかでない場合、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国・県及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応します。

入院先医療機関への移送⁶⁶や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所等の業務負荷軽減を図ります。(健康福祉局、各区)

・ 健康観察及び生活支援

医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出

66 感染症法第26条第2項の規定により準用する第21条(第44条の9の規定により準用する場合を含む。)及び第47条

自粛要請⁶⁷や就業制限⁶⁸を行うとともに、外部委託や県の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行います。

必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努めます⁶⁹。

軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで保健所等の業務効率化・負荷軽減を図ります。（健康福祉局、各区）

・ 検疫所からの通知に基づく健康監視

検疫所から通知があったときは、保健所等において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施します⁷⁰。また、市の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第15条の3第5項の規定に基づき、市に代わって居宅等待機者等に対して健康監視を実施するよう国に要請します。（健康福祉局、各区）

・ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。また、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と共に、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。（健康福祉局、企画総務局、市民局、各区）

ウ 感染状況に応じた取組

【流行初期⁷¹】

- ・ 流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、市予防計画に基づく保健所等の感染症有事体制及び市衛生研究所の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握します。また、必要に応じて交替要員を含めた人員の確保のため、応援職員の派遣、市町に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行います。（健康福祉局、企画総務局、各区）
- ・ 必要に応じて JIHS に対し、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣を要請します。（健康福祉局）

67 感染症法第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項

68 感染症法第18条第1項及び第2項（第44条の9の規定により準用する場合及び第53条の規定により適用する場合を含む。）

69 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

70 感染症法第15条の3第1項

71 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1.1 保健（対応期）

- ・ 国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や外部委託等により、保健所等及び市衛生研究所における業務の効率化を推進します。（健康福祉局、各区）
- ・ 保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行います。（健康福祉局、各区）
- ・ 感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行います。（健康福祉局、企画総務局、各区）
- ・ 国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力します。（健康福祉局）
- ・ 国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、市予防計画等に基づき、市衛生研究所における検査体制を拡充します。（健康福祉局）
- ・ 市衛生研究所等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施します。（健康福祉局）
- ・ 感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等と関係機関へ周知します。（健康福祉局）

【流行初期以降⁷²】

- ・ 国の全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し、対応方針の変更にに基づき、感染症対応業務の体制や対応の見直しを行います。（健康福祉局、各区）
- ・ 必要に応じて JIHS に対し、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣を要請します。（健康福祉局）
- ・ 必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、応援職員の派遣、市町に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行います。（健康福祉局、企画総務局、各区）
- ・ 保健所等で業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託等による業務効率化を進めます。（健康福祉局）
- ・ 保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や保健所等及び市衛生研究所等の業務負荷等も踏まえて、人員体制や検査体制等の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行います。（健康福祉局）

72 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降

- ・ 自宅療養の実施に当たっては、準備期に整理した食事の提供等の実施体制等に基づき実施します。（健康福祉局、各区）
- ・ ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、国において、リスク評価に基づき、検査実施の方針が見直された場合、市の検査体制や検査の実施方針を見直します。（健康福祉局）
- ・ 市衛生研究所等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、保健所等への情報提供・共有等を実施します。（健康福祉局）

【特措法によらない基本的な感染対策への移行期】

国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所等及び市衛生研究所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施します。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。（健康福祉局、各区）

12 物資

12-① 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等（個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋等））は、有事に業務等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

(2) 所要の対応

ア 感染症対策物資等の備蓄

- ・ 市行動計画や市対処計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します⁷³。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができ⁷⁴。（健康福祉局）
- ・ 消防局は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。（消防局）

73 特措法第10条

74 特措法第11条

12-② 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、有事の業務等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、感染症対策物資等の円滑な確保に向けた準備を行います。

(2) 所要の対応

ア 感染症対策物資等の確保に向けた準備

保健所等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合は、感染症対策物資等を取扱う事業者と連携しながら必要量の確保に努めます。（健康福祉局）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

12 物資(対応期)

12-③ 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、有事の業務等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。そのため、有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

(2) 所要の対応

ア 感染症対策物資等の確保

初動期に引き続き、感染症対策物資等を取扱う事業者と連携しながら必要量の確保に努めます。(健康福祉局)

13 市民生活・市民経済

13-① 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行います。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

(2) 所要の対応

ア 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。（健康福祉局、全庁）

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意します。（全庁）

ウ 物資及び資材の備蓄等⁷⁵

- 市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します⁷⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます⁷⁷。（健康福祉局、危機管理室、関係局）

- 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。（健康福祉局）

75 検査物資や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

76 特措法第10条

77 特措法第11条

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1.3 市民生活・市民経済（準備期）

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続きを検討します。

（健康福祉局）

オ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設、遺体の搬送及び火葬に関する物資の確保等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、県の火葬体制を踏まえ、市域における火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。（健康福祉局、全庁）

13-② 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のため感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

ア 事業継続に向けた準備等の要請

県の事業継続に向けた準備等の要請について、協力します。（関係局）

〔参考〕（県行動計画⑬-2-(2)-ア抜粋）

○ 県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。

イ 遺体の火葬・安置

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設、遺体の搬送及び火葬に関する物資の確保等ができるよう準備を行います。（健康福祉局、全庁）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1.3 市民生活・市民経済（対応期）

1.3-③ 対応期

(1) 目的

準備期での対応をもとに、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努めます。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

ア 市民生活の安定の確保を対象とした対応

・ 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。（健康福祉局）

・ 生活支援を要する者への支援

高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）搬送、死亡時の対応等を行います。（健康福祉局）

・ 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁷⁸やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。（教育委員会）

・ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように調査・監視するとともに、必要に応じ、関係業界団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊

78 特措法第45条第2項

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 1.3 市民生活・市民経済（対応期）

急措置に関する法律（昭和 48（1973）年法律第 48 号）、国民生活安全緊急措置法（昭和 48（1973）年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21（1946）年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます⁷⁹。

生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。（関係局）

- ・ 埋葬・火葬の特例等

初動期の対応を継続して行い、必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。（健康福祉局、全庁）

イ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- ・ 事業継続に関する事業者への要請等

県の事業継続に関する事業者への要請等について、協力します。（関係局）

〔参考〕（県行動計画⑬-3-(2)-イ抜粋）

○ 県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請します。また、産業医等による従業員のメンタルヘルス支援等に取り組むよう啓発を行います。

○ 県は、国が示す情報等をもとに、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応にかかる情報等）を適時更新しながら事業者を提供します。また、県は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引きの作成を支援します。

- ・ 事業者に対する支援

国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます⁸⁰。（関係局）

- ・ 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画又は業務計画等に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。（水道局）

79 特措法第 59 条

80 特措法第 63 条の 2 第 1 項

用語の解説

本文中の注釈によらない用語の意味は次のとおりです。

用語	解説
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
県医療調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、県域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症指定医療機関	本市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35（1960）年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材
感染症発生動向調査	市域内の感染症に関する情報の収集、分析並びに市民等及び医師等医療関係者への公表のこと
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	広島県知事との間で、感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。

業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
居宅等待機者	検疫法第14条第1項第4号及び第16条の3第1項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長より、居宅等での待機要請を受けた者。又は、検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長より感染したおそれのある者に対し、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた者
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
健康監視	検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと
健康危機対処 計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6（1994）年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるた

	め、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）を指す。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7（2025）年 4 月に設立された機関。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具（PPE）	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サージキャパシティ	感染症危機等の発生に対応するために、医療、人員、物資等の資源を引き出すことまたはその程度
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
市対策本部	特措法に基づき設置される広島市新型インフルエンザ等対策本部を指す。 ※ 政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。県が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、県対策本部という。市町村が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言が発令されたときに設置する本部は、市町村対策本部という。
実地疫学専門家養成コース（FETP）	FETP（Field Epidemiology Training Program の略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHS が実施している実務研修
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
指定届出機関	感染症法第 14 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関
重点区域	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象

	者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23（2011）年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
迅速検査キット	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査

用語の解説

全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法（昭和 22（1947）年法律第 101 号）第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、次の者とされている。 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。 ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

	③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23（1948）年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン
広島県感染症対策連携協議会	広島県と保健所設置市の連携強化等を目的に、感染症法第 10 条の 2 の規定に基づき広島県が設置する会議体。県内の保健所設置市や感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員とする。
感染症予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬事承認	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35（1960）年法律第 145 号）第 14 条等の規定に基づき、医薬品等について厚生労働大臣が品目ごとにその製造販売について与える承認
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）を

用語の解説

	いう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組
ICT	Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
IHEAT 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員 ※ 「IHEAT」は、Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略）。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

登録番号	広 H4-2025-767
名称	広島市新型インフルエンザ等対策行動計画
編集・発行者	健康福祉局保健部健康推進課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (〒730-8586) TEL 082-504-2882
発行年月	令和8年3月